

彦根市地域福祉計画

平成 24 年 3 月

彦 根 市

彦根市地域福祉計画

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	彦根市の地域福祉の状況と課題	4
1	人口等の状況	4
2	地域福祉をとりまく状況	11
	（1）市を取り巻く社会の変化	
	（2）市民生活における変化	
3	地域福祉に関する市民ニーズの分析と課題	20
	（1）情報を得ることについて	
	（2）相談について	
	（3）福祉を学ぶ機会について	
	（4）役に立つことについて	
	（5）地域で暮らすことについて	
第3章	計画の体系	28
1	基本理念の考え方	28
2	地域福祉における「地域」の範囲	29
3	計画の体系案（基本目標と取り組み）	30
第4章	計画の取り組み	34
	基本目標1 支えあい、地域で安心して暮らせるまち	34
	基本目標2 一人ひとりに必要な情報が届くまち	42
	基本目標3 身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち	46
	基本目標4 お互いに地域福祉について学びあえるまち	49
	基本目標5 人それぞれに参加でき、役にたてるまち	52
第5章	計画の推進	56
1	各主体の役割と連携	56
2	計画の進行管理	57

第 1 章 はじめに

1 計画の趣旨

福祉には、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれた制度があります。本市では、これまで高齢者や障害のある人、子どもなどをとりまく個別の福祉計画を策定し、住民福祉の向上に努めてきました。

一方、近年、世界同時不況やユーロ圏における財政状況の悪化、中東諸国をはじめとする地域紛争など、世界情勢の激しい動きは市民の生活に大きな影響を与えています。また、東日本大震災をはじめ地震や津波、台風、大雨などによる自然災害や原子力発電所の事故を伴った複合災害が発生し、国民の安全に対する不安が増しています。そのような不安定な社会情勢のなかで、身近な地域におけるつながりや絆を見つめなおし、互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまちを市民協働でつくっていくことが強く求められています。

地域福祉とは、個別の福祉制度によるサービスを提供するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、地域での見守りやお互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

このような視点から、これまで取り組んできた高齢者や障害のある人、子どもなどをとりまく個別の福祉計画をふまつつ、新たに彦根市地域福祉計画を策定するものです。

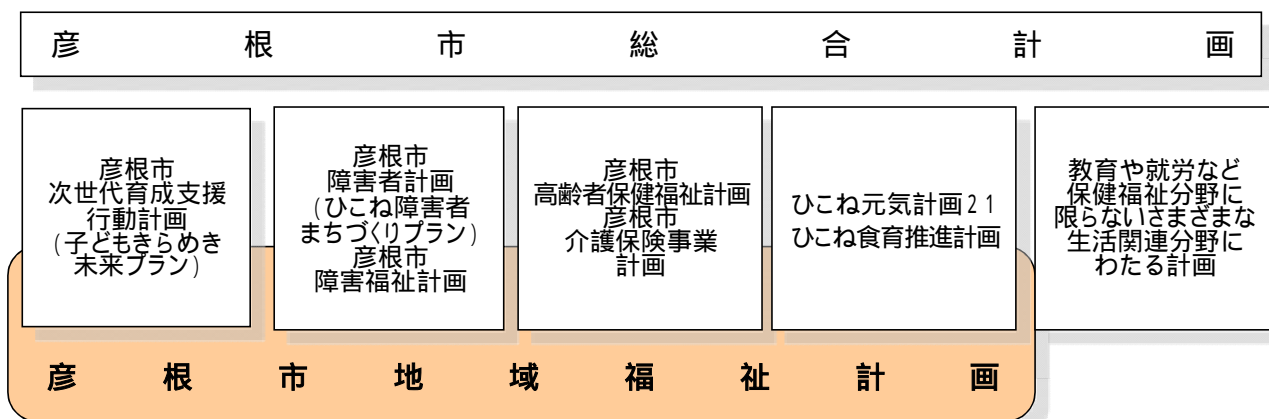
2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むため市町村が策定する計画です。

社会福祉法第4条では、「地域住民、地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（地域福祉推進主体）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」とされています。

つまり、地域住民を地域福祉の責任ある主体と位置づけるとともに、社会福祉に関する活動を行う者、すなわちボランティアについても地域福祉の担い手として位置づけています。このことから、「行政と住民、事業者の協働」という考え方が導入され、これら三者は共に地域福祉を進める対等な協力関係をつくっていくことが求められます。

このような視点に立ちながら、本市では、「彦根市総合計画」に基づき、次のような個別計画との整合性および連携を図りながら、地域福祉計画を策定するものです。



【地域福祉計画の法的な位置づけ】

社会福祉法第107条に基づいて、地方自治法に定める基本構想に即し、住民・事業者等の参加のもとに、地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に策定するものです。

- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること

3 計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

計画	～平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
彦根市総合計画		基本構想：10年間程度 基本計画：5年間程度				
彦根市地域福祉計画		H24～28年度				
彦根市次世代育成支援行動計画 (子どもきらめき未来プラン)		H22～26年度				
彦根市障害者計画 (ひこね障害者まちづくりプラン)	H18～23年度	H24～29年度				
彦根市障害福祉計画	【第2期】 H21～23年度	【第3期】 H24～26年度				
彦根市高齢者保健福祉計画 彦根市介護保険事業計画	【第4期】 H21～23年度	【第5期】 H24～26年度				
ひこね元気計画 2 1		H16～25年度				
ひこね食育推進計画		H21～25年度				

第 2 章 彦根市の地域福祉の状況と課題

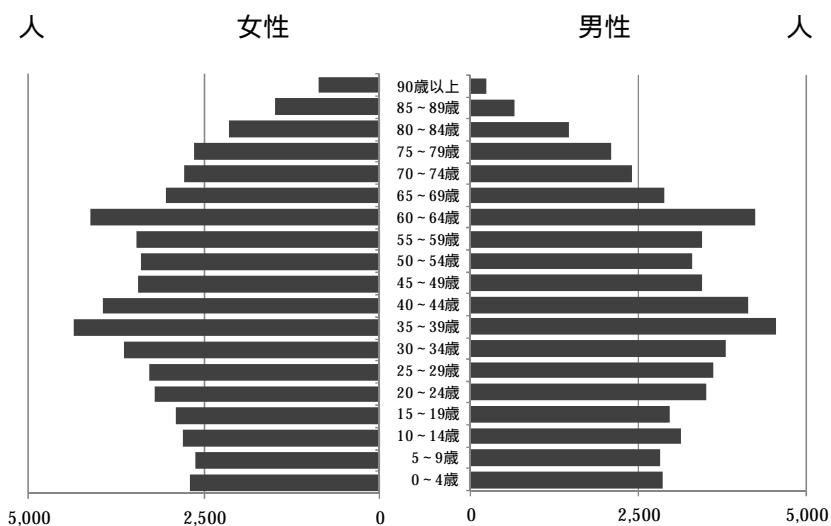
1 人口等の状況

(1) 人口構成の状況

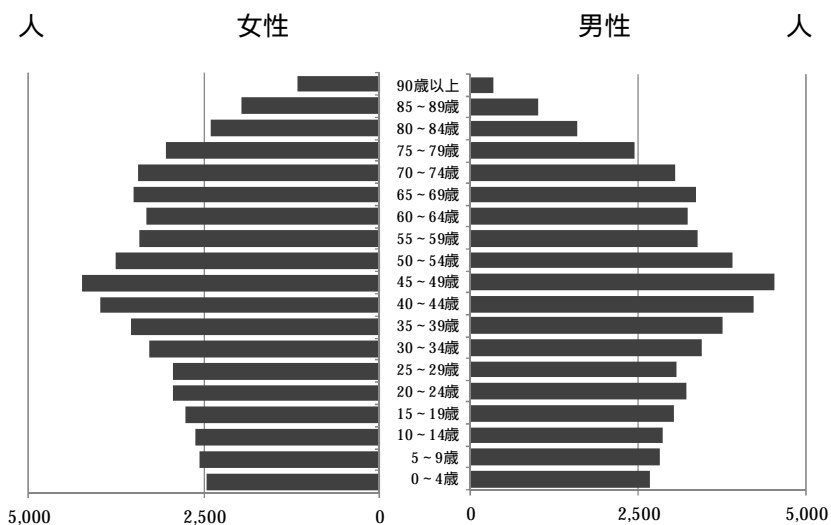
彦根市の人口は、現在 112,400 人で高齢化率は 20.2%です。近年は人口の増加傾向が鈍化しており、平成 32 年には人口 113,000 人、高齢化率 24.2%になると推計されます。

彦根市の男女別 5 歳階級別の人口構成

彦根市(平成23年10月1日現在 人口 112,400人 高齢化率 20.2%)



彦根市(平成32年推計人口 113,000人 高齢化率 24.2%)

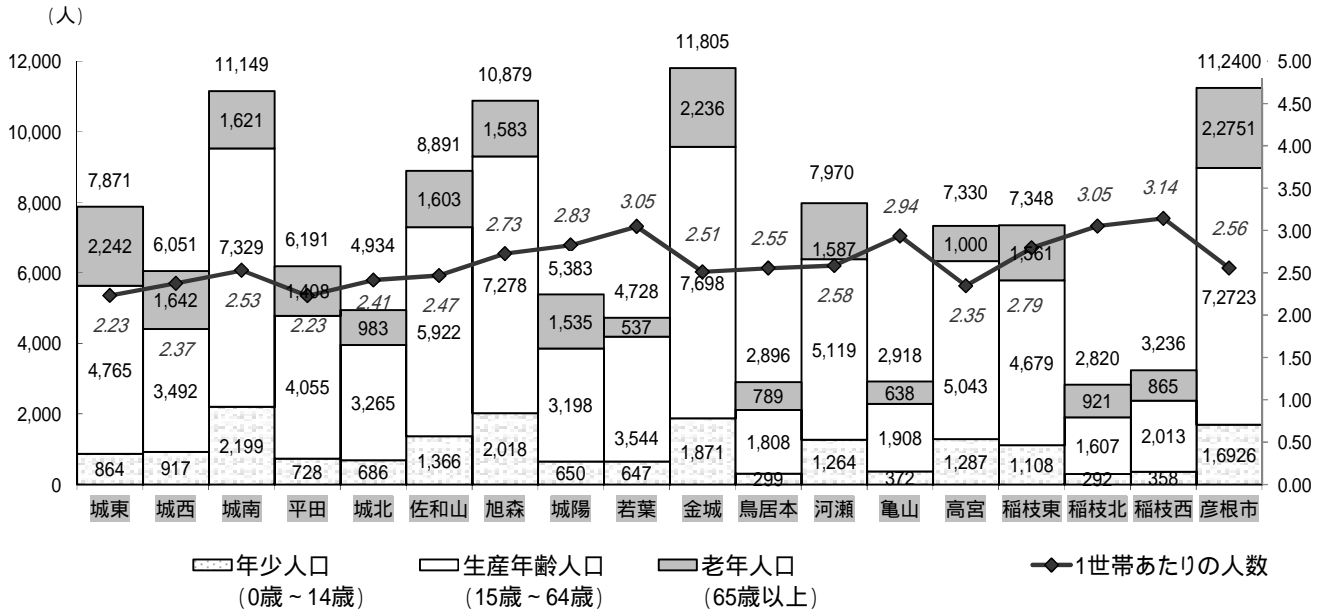


資料:彦根市統計書より作成。現状は平成23年10月1日現在。平成32年は彦根市総合計画における推計。

(2) 学区別人口の状況

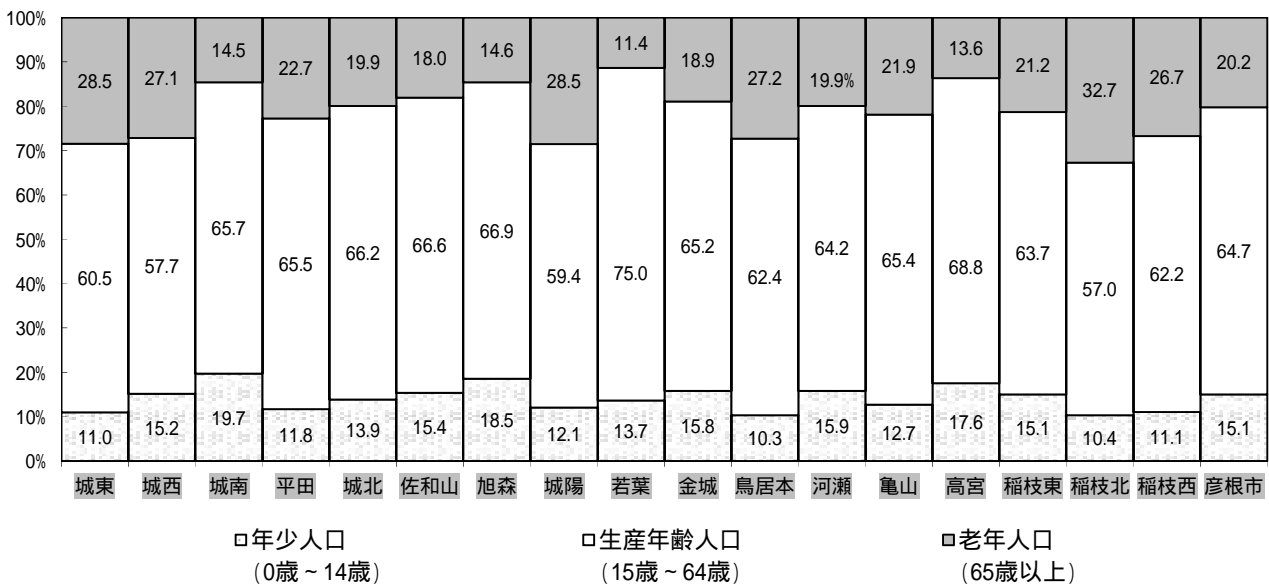
学区別の人口は、次のとおり学区によって違いがあり、高齢化率は若葉学区の11.4%から稲枝北学区の32.7%まで大きな差があります。

学区別年齢3区分別構成と1世帯あたりの人数



資料: 彦根市統計書より作成(平成23年10月1日現在)。グラフ中、彦根市の人口は左目盛の10倍。

学区別年齢3区分別構成比



資料: 彦根市統計書より作成(平成23年10月1日現在)。

学区ごとの年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成を市全体と比較し、それによって区分するとともに、1世帯あたりの人数や市民アンケートの結果をあわせてみると、次のとおりの特徴があります。

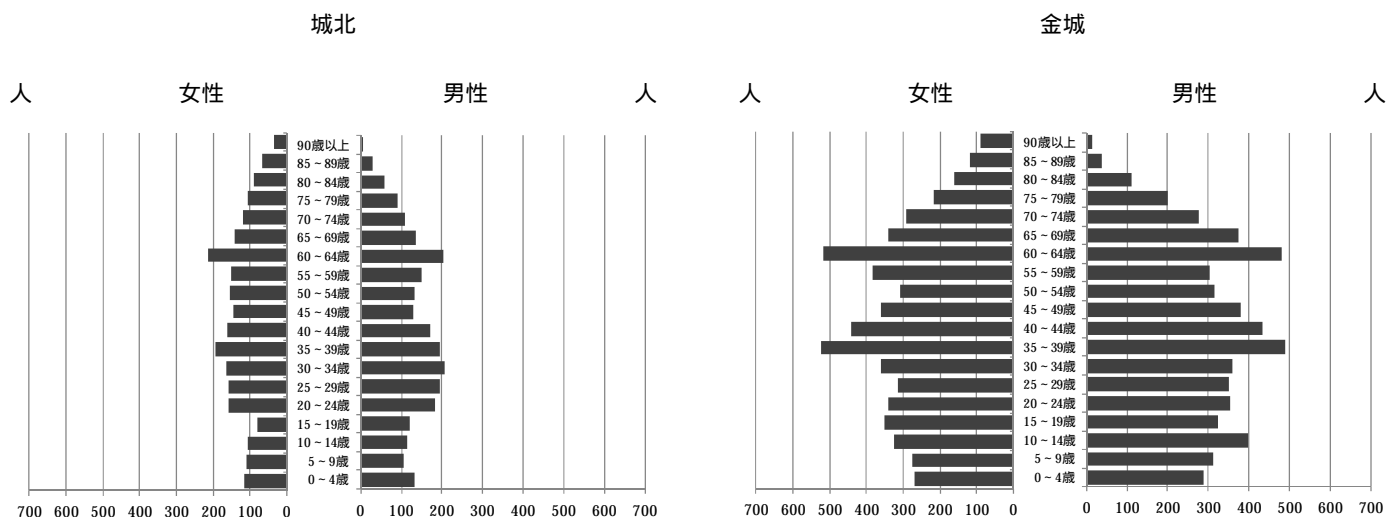
学区別の男女別5歳階級別の人口構成

【市の平均に近い学区】

今後高齢化が急速に進むと予想され、高齢者に対する生活支援、見守りなどのニーズが増大していくと考えられる。

人口の多い団塊の世代などが新たに地域福祉活動の担い手に加わる仕組みづくりが求められる。また、年代に応じて連続的にボランティア参加できる地域づくりが求められる。

亀山学区については人口が少なく、集落をこえたコミュニティの育成、地域間連携が必要である。

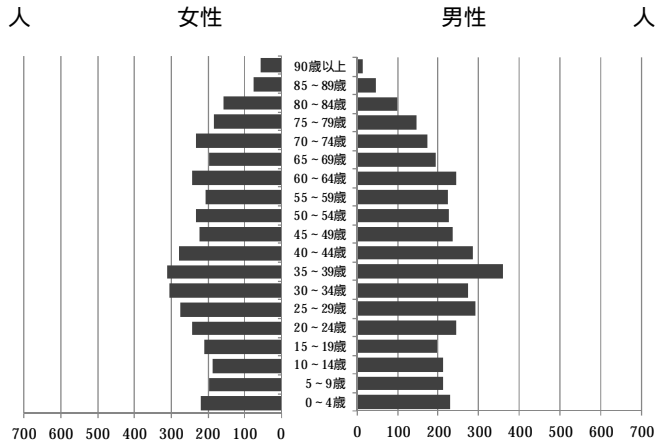
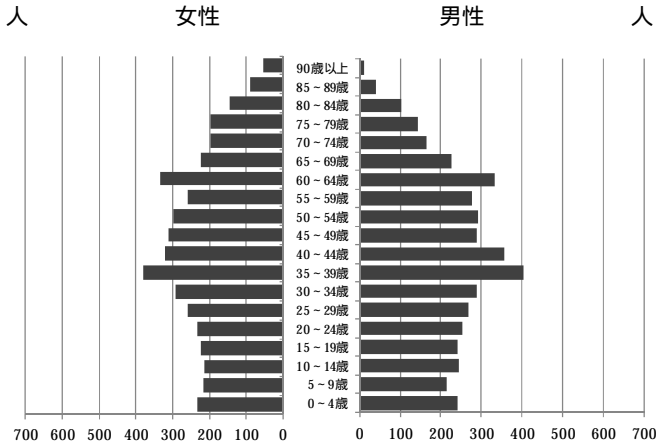


彦根市全体の人口構成に近い。自営業と勤め人が多い。

30年ほど前に開発された住宅地で、55～69歳の親とその子どもが多い。

佐和山

河瀬

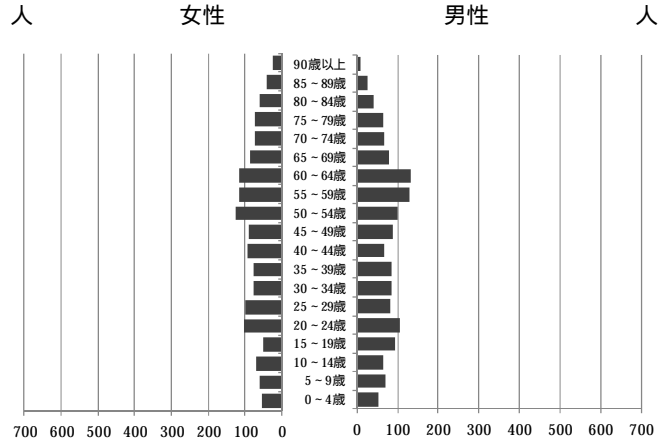
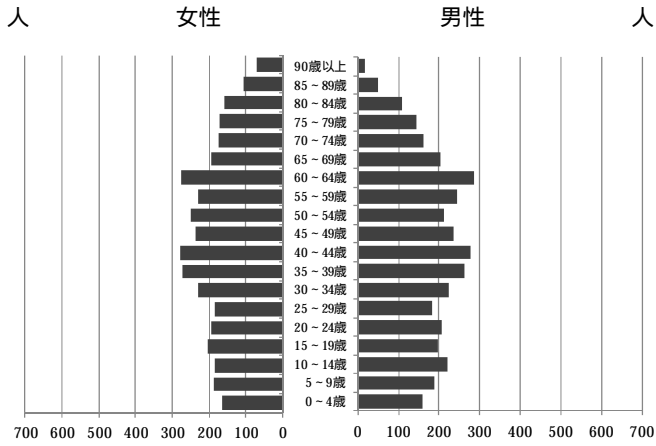


彦根市全体の人口構成に近い。他の学区よりパート・アルバイトの比率が高い。

彦根市全体の人口構成に近い。

稲枝東

亀山



彦根市全体の人口構成に近い。他の学区より農業の比率が高く、1世帯あたりの人数も多い。

高齢化率は彦根市平均に近く、勤め人が多い。1世帯あたりの人数は多い。

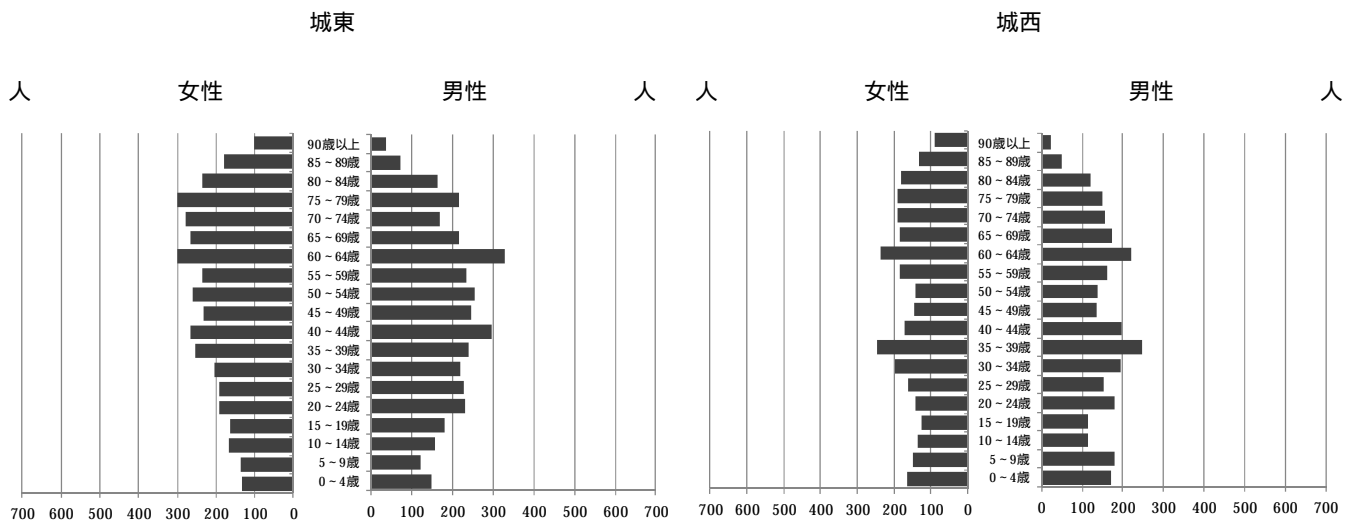
【老年人口が多く年少人口が少ない学区】

特に高齢者に対する生活支援、見守りなどのニーズが高いと考えられる。

人口の多い団塊の世代や前期高齢者などが地域福祉活動の担い手となる仕組みづくりが求められる。

城西、平田学区では近所付き合いが「ほとんどない」人の割合が高いが、頼まれれば「安否確認の声かけ」ができるという人の割合は高く、声かけに参加しやすい仕組みづくりが求められる。

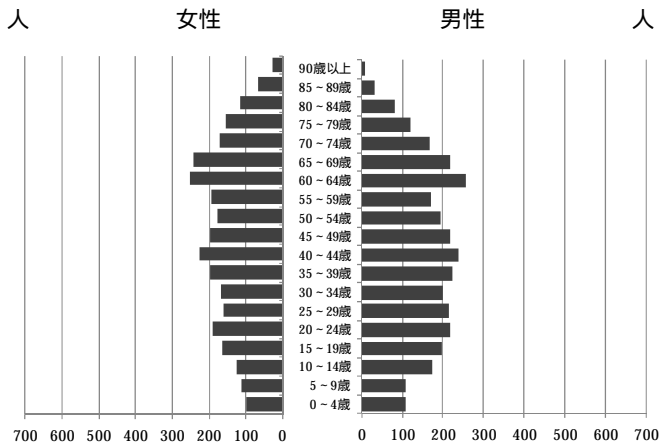
鳥居本、稲枝北、稲枝西学区については人口が少なく、集落をこえたコミュニティの育成、地域間連携が必要である。



高齢化が進んでおり、1世帯あたり人数も少ない。自営業が多い。

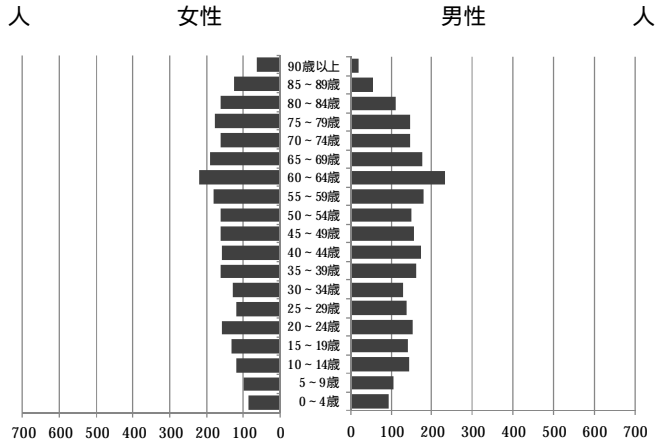
高齢化が進んでおり、1世帯あたり人数も少ない。

平田



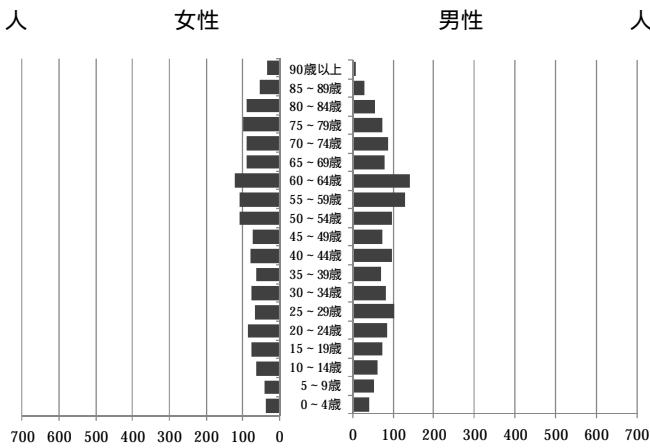
高齢化が進行しており、1世帯あたりの人数や子どもの人口が少ない。

城陽



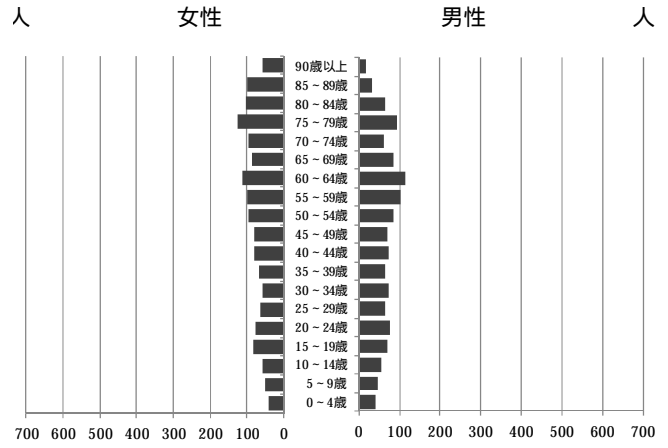
高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。1世帯あたりの人数はやや多い。

鳥居本



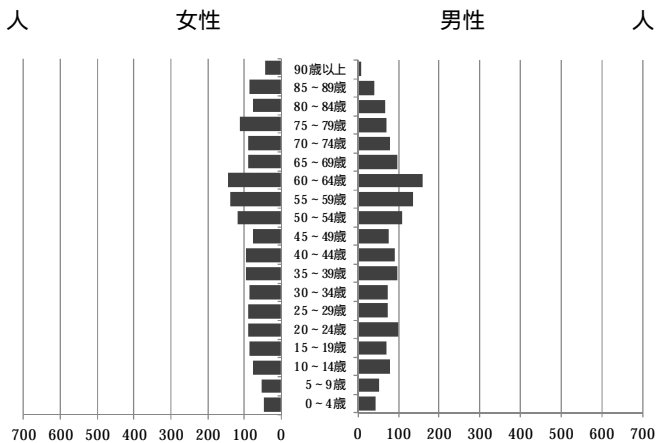
高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。

稲枝北



高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。1世帯あたりの人数は多い。

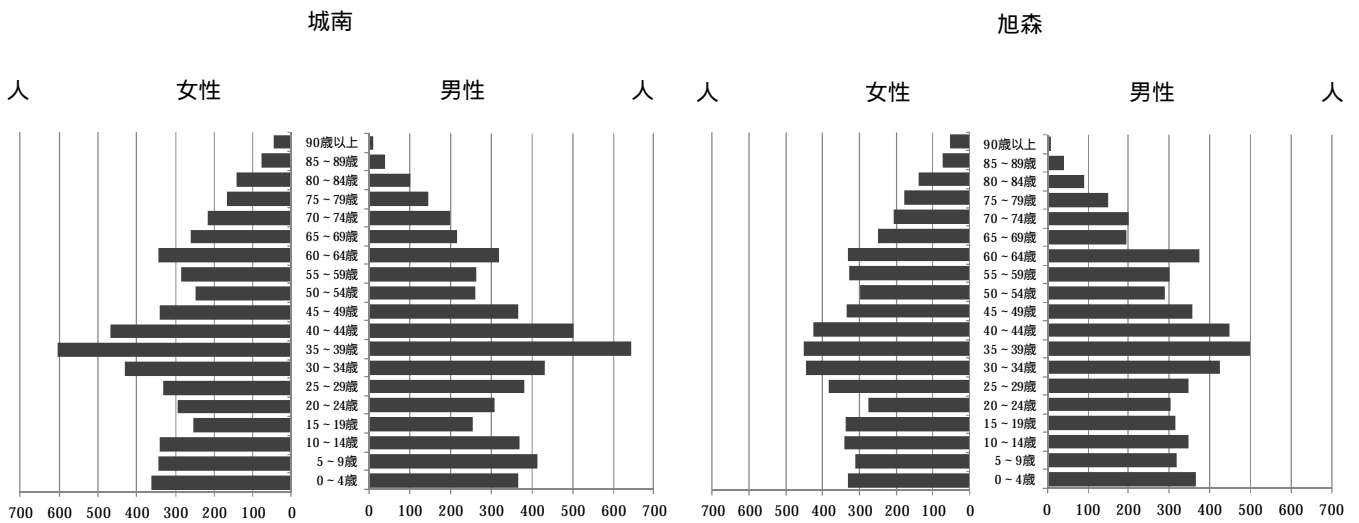
稲枝西



高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。1世帯あたりの人数は多い。

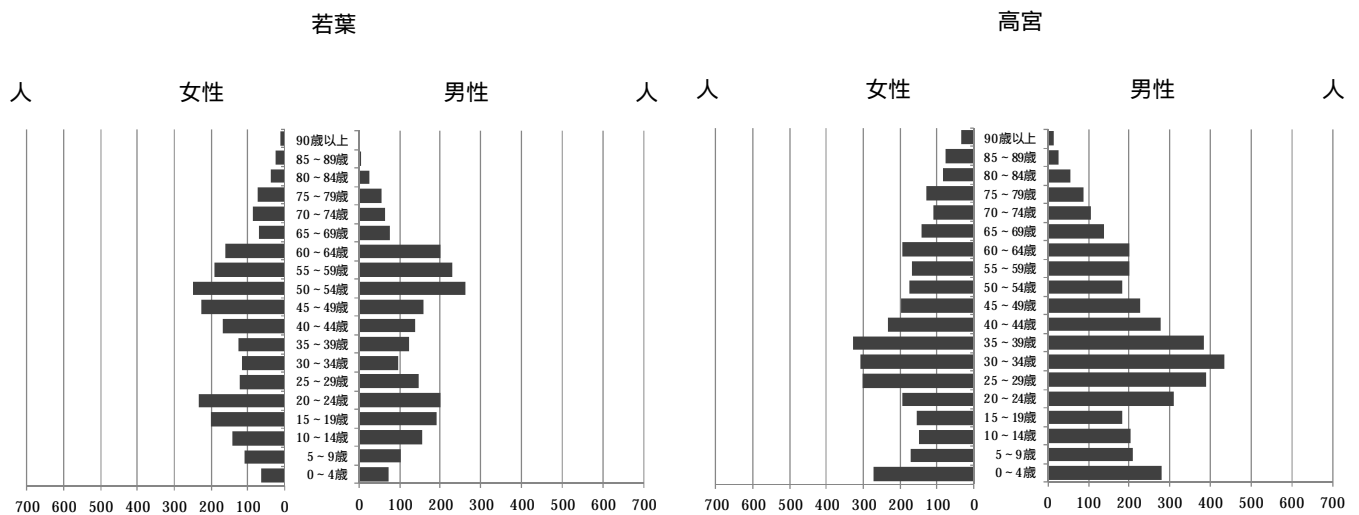
【年少人口が多く老年人口が少ない学区】

特に子育て支援や子どもの安全・安心確保などのニーズが高いと考えられる。
 人口の多い30歳代、40歳代の住民や団塊の世代などが新たに地域福祉活動の担い手に加われる仕組みづくりが求められる。
 旭森や高宮学区については、福祉について学ぶ機会が「ない」、地域福祉への関心が「ない」人の割合が高く、地域福祉に対して関心を持つきっかけづくりが求められる。



住宅開発が進行しており、30歳代が多く、子どもの割合が多い。

住宅開発が進行しており、30歳代が多く、子どもの割合が多い。勤め人が多い。



20年ほど前に開発された住宅地で、40歳～50歳の親とその子どもが多く、1世帯あたりの人数は多い。勤め人が多い。

住宅開発が進行中しており、30歳代が多く、子どもの割合が多い。

2 地域福祉をとりまく状況

(1) 市を取り巻く社会の変化

福祉に関する諸制度の変化

障害者制度については、障害のある人に係る制度の集中的な改革の推進を図るため、平成 22 年（2010 年）にその基本方針を閣議決定し、改革の方向性が示されました。また、平成 23 年度（2011 年）には「障害者基本法」が改正され施行されました。

平成 23 年 6 月「障害者虐待の防止、障害のある人の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月 1 日施行に向け、作業が進められています。これにより、児童、高齢者、障害のある人への虐待防止法がそろったこととなります。

今後は、平成 24 年中に障害者自立支援法に代わる「(仮称)障害者総合福祉法案」、また平成 25 年中に「障害者差別禁止法案」が国会に提案される見通しとなっています。

介護保険制度については、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、介護・予防・医療・生活支援・住まいに係るサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した平成 23 年度（2011 年）の介護保険法改正が行われました。

本市では、これらの変化に対応しつつ、障害者計画・障害福祉計画、介護保険事業計画を策定しました。

社会経済情勢の変化

世界規模で市場経済は激変を続けており、国際的な金融危機を発端とした世界同時不況、ユーロ諸国における財政状況の悪化、中東諸国をはじめとする地域紛争など、ともすれば不安定な世界経済状況は、わが国の社会経済にも大きな影響を与えています。

地域経済においても雇用問題や地元企業の経営悪化などの影響が深刻化しており、本市でも、雇用や所得など様々な面で市民生活が影響を受けています。

安全を脅かす災害や事故の発生

近年は地震や台風、大雨などの自然災害が多発し、特に東日本大震災では津波の災害に加えて、原子力発電所事故を伴った複合災害が発生するなど、国民の安全に対する不安が増しています。

一方、被災地を支援するための様々な活動が全国的な広がりを見せています。また、自分たちの地域における防災に対する関心が高まっています。

本市では、災害時の要援護者支援対策として緊急時にそなえて要援護者情報を共有しておくための動きが進みつつあります。

(2) 市民生活における変化

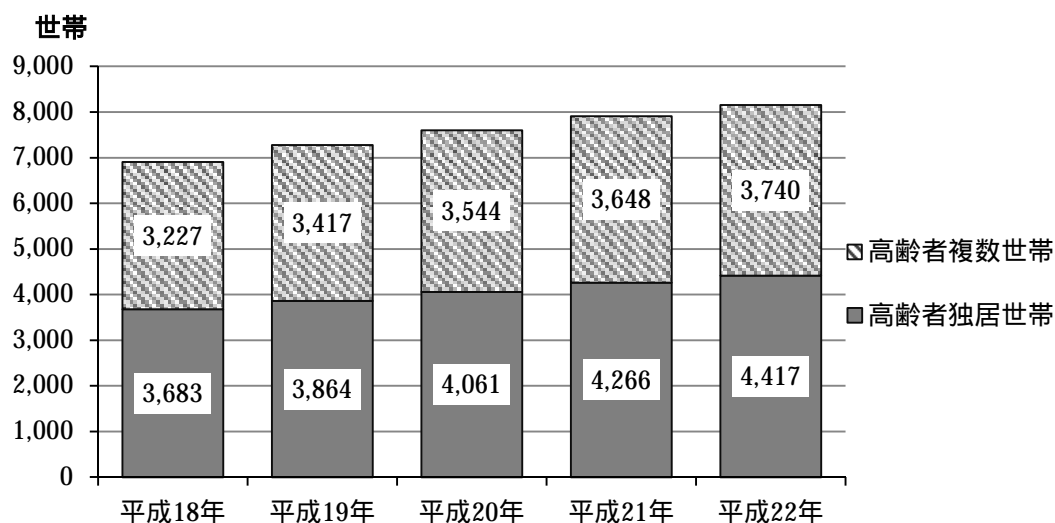
高齢者の状況

高齢者のみの世帯は、平成22年度現在8,157世帯で、世帯数全体の18.7%となっており、特に独居世帯はこの5年で700世帯以上増加しています。

高齢者世帯の状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
世帯数全体	41,692	42,228	42,769	42,971	43,609
高齢者独居世帯	3,683	3,864	4,061	4,266	4,417
高齢者複数世帯	3,227	3,417	3,544	3,648	3,740
高齢者のみの世帯計	6,910	7,281	7,605	7,914	8,157
高齢者のみの世帯 / 世帯数	16.6%	17.2%	17.8%	18.4%	18.7%

高齢者：65歳以上の人



資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）、彦根市高齢者保健福祉計画・彦根市第5期介護保険事業計画より。

介護保険における要支援・要介護者の状況

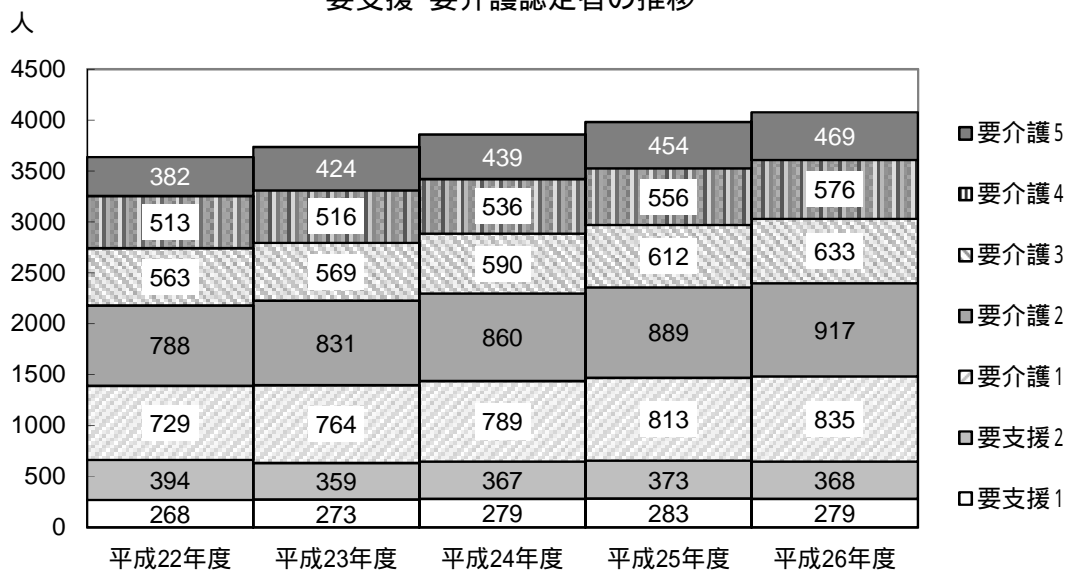
要介護等認定者数は、平成23年度実績が3,736人で、高齢化の進行に伴い、平成26年度には4,000人を超えることが見込まれます。

要介護等認定者数

単位：人

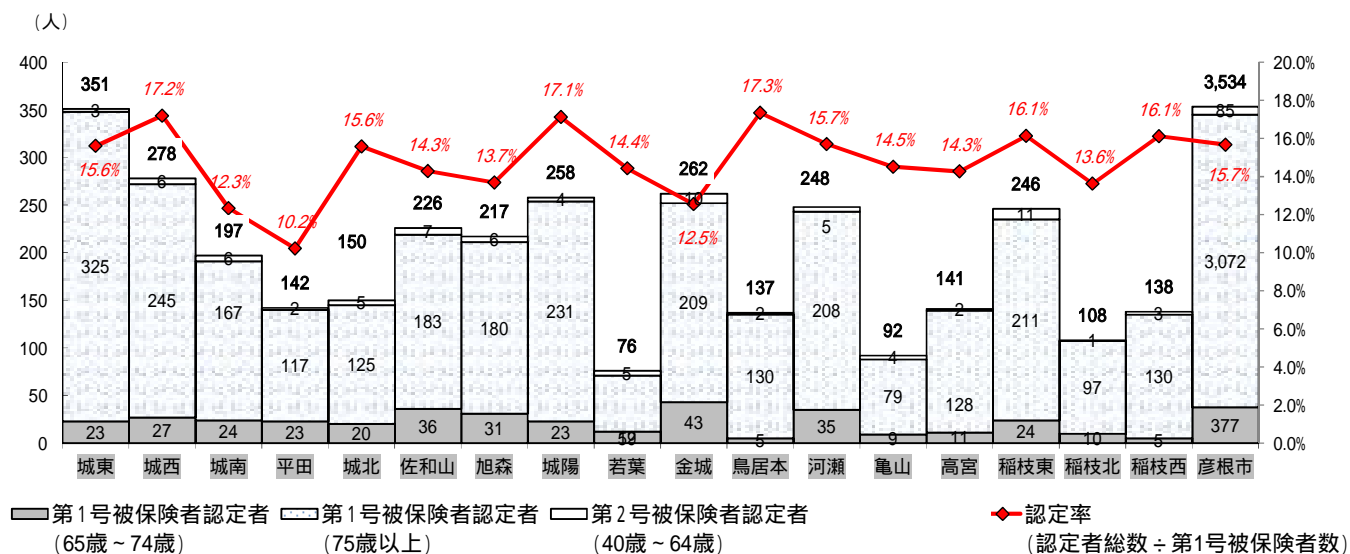
区分	実績		推計		
	平成22年度 (10月末)	平成23年度 (8月末)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	268	273	279	283	279
要支援2	394	359	367	373	368
要介護1	729	764	789	813	835
要介護2	788	831	860	889	917
要介護3	563	569	590	612	633
要介護4	513	516	536	556	576
要介護5	382	424	439	454	469
合計	3,637	3,736	3,860	3,980	4,077

要支援・要介護認定者の推移



資料：第5期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より。

学区別認定者数と認定率

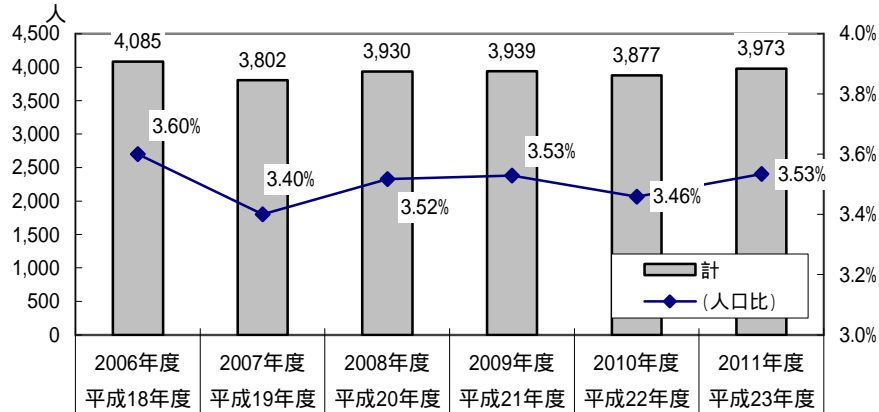


資料：平成23年3月末日。グラフ中、彦根市の認定者数は左目盛の10倍。彦根市には、施設入所者や住民登録以外（住所地特例）を含む。

障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者の人数は平成23年9月30日現在3,973人で、ここ数年3,900人前後で推移しています。等級別では1級が1,218人と最も多くなっています。また、障害種別では肢体不自由が2,209人と最も多くなっています。

身体障害者手帳交付者数



各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

等級別

単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	4,085	3,802	3,930	3,939	3,877	3,973
(人口比)	3.6%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
1級	1,181	1,122	1,222	1,195	1,183	1,218
2級	618	557	582	578	558	592
3級	785	737	710	719	704	711
4級	959	898	932	958	947	958
5級	312	296	300	300	298	298
6級	230	192	184	189	187	196

種類別

単位:人

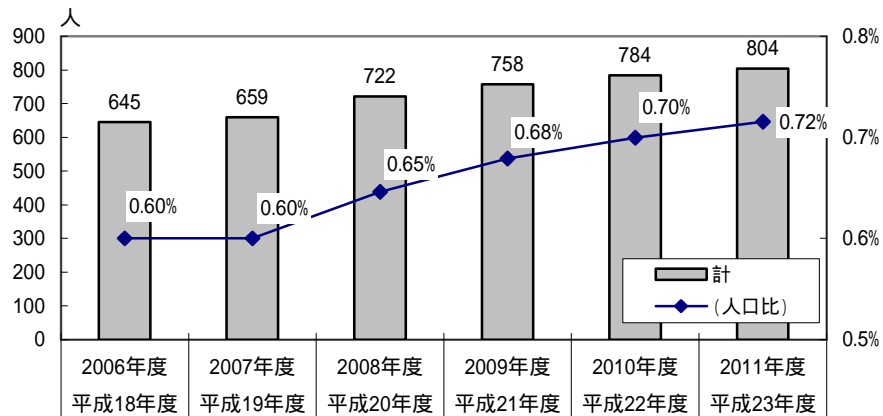
	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	4,085	3,802	3,930	3,939	3,877	3,973
視覚障害	360	337	348	345	343	348
聴覚・平衡機能障害	369	327	333	331	322	334
音声言語そしゃく機能障害	45	41	45	46	39	38
肢体不自由	2,226	2,082	2,165	2,182	2,158	2,209
内部障害	1,085	1,015	1,039	1,035	1,015	1,044

各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

資料:彦根市障害者計画より。

療育手帳所持者は平成 23 年 9 月 30 日現在 804 人で、年々増加傾向にあります。程度別で見ると B 2（軽度）が 272 人と最も多くなっています。

療育手帳交付者数



各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

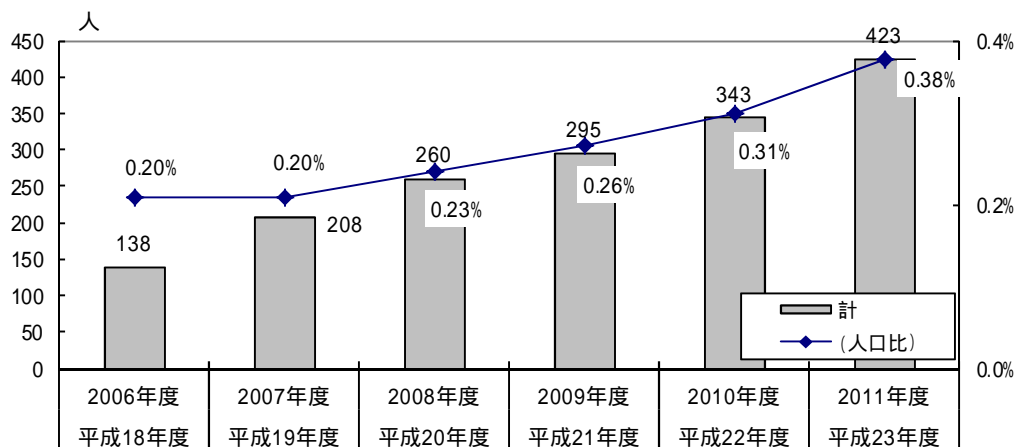
程度別

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	645	659	722	758	784	804
A 1 (最重度)	111	110	119	122	127	130
A 2 (重度)	149	151	156	158	161	165
B 1 (中度)	192	194	216	224	232	237
B 2 (軽度)	193	204	231	254	264	272

資料:彦根市障害者計画より。

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 23 年 9 月 30 日現在 423 人で、平成 18 年度以降著しく増加しています。等級別では 2 級が 287 人で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数



各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	138	208	260	295	343	423
(人口比)	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%
1級	8	12	9	15	15	17
2級	92	150	186	203	241	287
3級	38	46	65	77	87	119

各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

資料:彦根市障害者計画より。

自立支援医療(精神通院医療)の受給者は、平成 23 年 9 月 30 日現在 968 人で、年々増加しています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数

単位:人

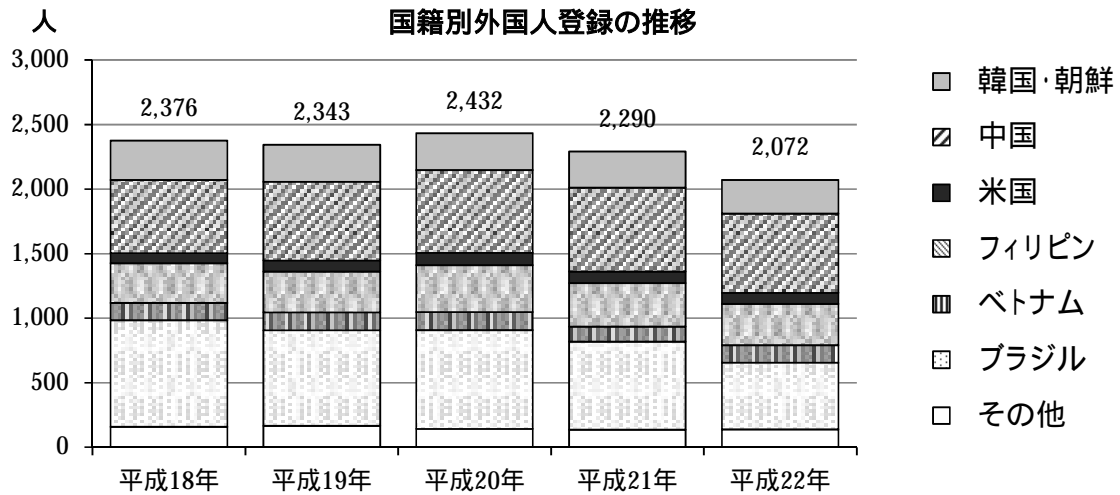
平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
700	702	740	821	924	968

各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

資料:彦根市障害者計画より。

外国人登録の状況

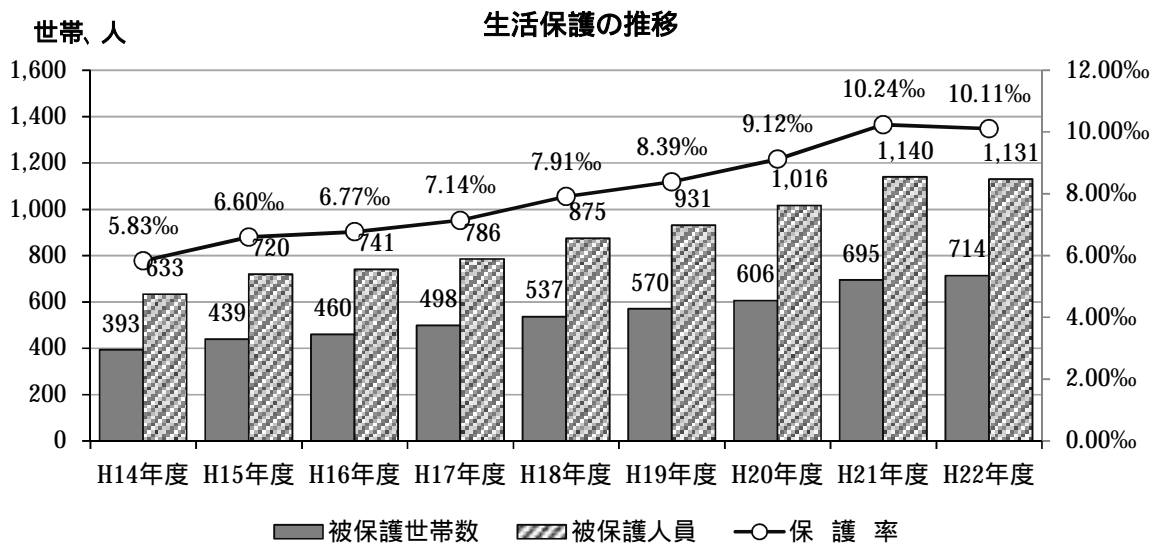
外国人登録については、長引く世界同時不況によって、平成 21 年以降減少しています。国籍別内訳をみるとブラジル国籍の外国人が大きく減少しています。



資料：彦根市統計書（平成22年版）

生活保護の状況

生活保護の支給状況については、近年、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも増加を続けてきましたが、平成 22 年度は横ばいとなっています。

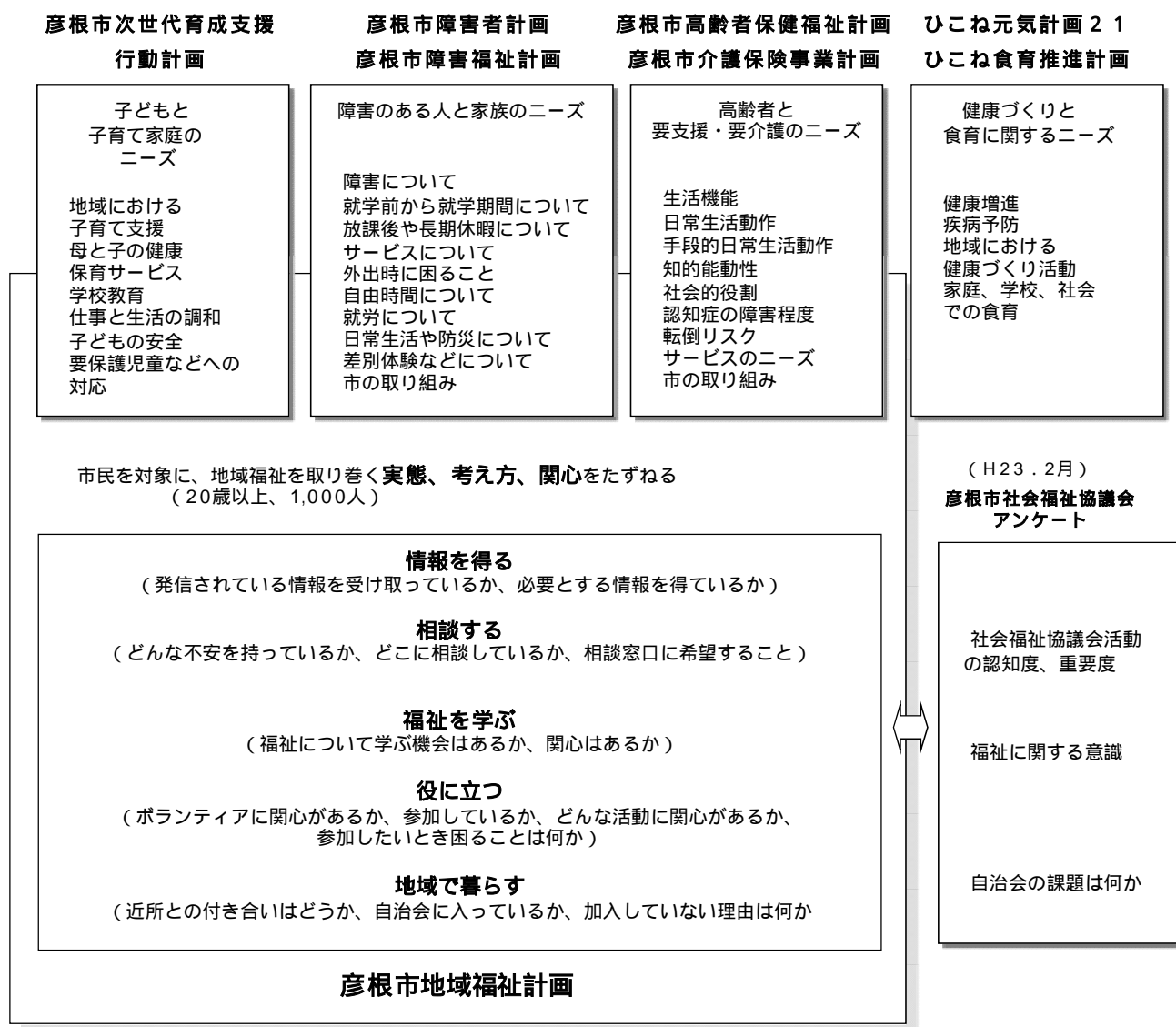


資料：彦根市社会福祉課

3 地域福祉に関する市民ニーズの分析と課題

地域福祉に関する市民ニーズを把握するため、市内在住の20歳以上の市民から1,000人を無作為抽出した市民アンケートと、市内の学区（地区）社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉関連団体等61団体を対象にした団体アンケートを実施しました。

ここでは、それらの結果をもとに、市民アンケートの設計趣旨である「情報を得る」、「相談する」、「福祉を学ぶ」、「役に立つ」、「地域で暮らす」という視点から特徴的なことを抽出し、課題を検討しています。



- 彦根市社会福祉協議会（以下「市社協」と略す。）
- 学区（地区）社会福祉協議会（以下「学区社協」と略す。）
- 民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」と略す。）
- 彦根市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協連」と略す。）

(1) 情報を得ることについて

【市民アンケート】

< 広報ひこね >

- 市の広報は「よく読んでいる」が53.6%、「時々読んでいる」が28.9%、合わせて82.5%が読んでおり、「読んだことはある」が11.3%、「読んだことがない」も4%いる。
- 年齢区分別にみると、20歳代では読んでいる人の割合が低いものの、30歳代以上では8割以上の人が読んでいる。

< 社協ひこね >

- 市社協の広報は、年間6回の発行のためか、読んでいる人の割合は、市の広報よりも低くなる。年齢区分別にみると、60歳代以上では8割近くが読んでいる。

< 市や市社協のホームページ >

- 広報ひこねや社協ひこねに比べると、見ている人の割合はかなり少なくなる。年齢区分別にみると、やはり60歳代以上で見ている人の割合が高い。

< 情報の入手先 >

- 情報をあまり得ることができない人が23.8%、ほとんど得ることができない人が14.6%で、合わせて38.5%となっている。年齢区分別にみると、60歳代以上では比較的情報を得ることができるという割合が高い。
- 近所付き合いとのクロス集計をみると、情報を得ることができる人は比較的近所付き合いがあり、情報を得ることができない人は付き合いが薄いことがうかがえる。

【団体アンケート】

< 現状 >

- 地域福祉について理解している人といない人の差が激しい、市民全員に届いていない。
- 情報発信については地域差があり、自治会等と連携した情報発信が必要だ。
- 学区ごとの諸事業を広く知らせる情報の発信を構築し、広い地域活動の動向をつくる方策を考える必要がある。

< 災害時 >

- 市による福祉施設マップ、医療機関マップなど情報支援の場の作成を期待する。
- 災害時要援護者支援制度のPRが不足している。

< 要望 >

- 地域福祉活動を行う上では、必要最低限の個人情報の開示が必要だ。
- 団体が活動するため資金援助についての情報が欲しい。
- 学区社協の活動に対する理解と評価をしてほしい。

【分析と課題】

- 学区によって、市の広報や社協ひこねの浸透度合いに差がある。市広報については、すべての市民に届くような方法をとっているが、読んだことがない人が2割近い学区もある。
- 情報が得られているか、どうかについて、広報等の浸透度合いとの相関関係は薄いと思われる。
- 稲枝北、稲枝西では、情報を得ることができると回答している割合が多く、入手先としては学区社協から情報を得ている人が多い。
- 広報の充実のほか、学区社協など身近な地域で情報を得られる仕組みが必要であり、自治会等と連携した情報発信を行うことが必要である。

(2) 相談について

【市民アンケート】

<相談相手>

- どこに相談していいのかわからない 8.2%、相談できる人がいない 5.0%、合わせて 13.2%と孤立化のリスクを抱えた人が少なくない。
- 学区別にみると、相談先が「わからない、いない」という回答が多い学区では、近所付き合いが薄い傾向がうかがえる。
- 一方、「誰にも相談しない」という回答は 10.5%となっているが、学区別にみると、新興住宅地型の学区ではその比率が高くなっている。

<相談窓口への希望>

- 必要な情報がすぐわかること 58.6%、1カ所でなんでも相談や手続きができること 48.7%、書類が簡単なこと 36.6%などが多い。

【団体アンケート】

<相談手続き>

- サービスを受ける利用者に分かりにくい法令や手続き、書類の記入の仕方も難しく、文面の内容や言葉の理解が困難である。サービスを身近に利用できるようにしてほしい。
- 福祉サービスの申請から決定までにかかり時間がかかる場合がある。

<行政の対応>

- 行政の対応が、上から目線で、真剣さを感じない。
- 兼任の部署があり、福祉関係の事象について具体的にどこに話せばよいのか明確でない。

【分析と課題】

- ひとり暮らし世帯が多い学区や近所付き合いの薄い学区などにおいて、相談先が「わからない、いない」人が多い傾向がある。
- そのような場合でも孤立することなく、身近なところに相談すれば、しかるべき相談窓口へ辿りつくような仕組みを構築していく必要がある。また、自ら助けを求められない人を地域で発見し、サービス等につなげる仕組みづくりも求められる。
- 拠点となる相談窓口については、利用しうるサービスを総体的に案内できることが求められている。
- 相談相手を地域につくことや数人でもサロン活動を展開できるような気運をつくりあげることが求められる。

(3) 福祉を学ぶ機会について

【市民アンケート】

<福祉への関心>

- 非常に関心がある 17.2%、どちらかといえば関心がある 64.0%、関心がない 15.7%。
- 子育てにかかわっていると思われる 30 歳代～40 歳代、高齢期を迎えた 60 歳代～70 歳代で関心が高い。
- 学区別にみると、「福祉について学ぶ機会がある」という回答が多い学区では「地域福祉に関心がある」人が多いという具合に、地域福祉への関心と、福祉について学ぶ機会の間に相関関係がみられる。

<福祉に関して学ぶ機会>

- ある 11.9%、少ない 48.5%、ない 37.0%。
- 内容は自治会の行事 35.1%、福祉サービス事業所の行事・教室 29.8%などが多い。

【団体アンケート】

<現状>

- 各団体の情報共有の場があると有意義だと思う。
- 地域福祉について知識のある人ない人の格差が大きい。

<要望>

- 市社協の指導性の発揮と学区社協会長等の研修の充実を希望する。

【分析と課題】

- 福祉について学ぶ機会がある学区では、地域福祉に対する関心が高い傾向があることから、学区社協や自治会による学習機会の充実と、そのような学習機会への参加促進が求められる。
- 各団体の情報共有、情報交換の場や研修の場など、市や市社協としての啓発や支援が求められる。

(4) 役に立つことについて

【市民アンケート】

< ボランティア活動への関心 >

- 関心がある 52.1%、関心がない 44.4%。特に 20 歳代、40 歳代、60 歳代の関心が高い。

< ボランティア活動への参加 >

- 参加している 18.6%、参加していない 78.0%。特に 60 歳代の参加率が高い。
- 学区別にみると、福祉について学ぶ機会があるという回答が多い学区では、ボランティア活動への関心や参加の度合いが高く、学ぶ機会がないという回答が多い学区では、ボランティア活動への関心や参加の度合いが低い傾向がみられる。
- 年齢区分別にみると、30 歳～40 歳代では「子どもや子育てに関するボランティア活動」への参加が多く、60 歳代以上では「高齢者などを対象としたボランティア活動」への参加が多い。また、「自治会活動としてのボランティア活動」については、40 歳代と 70 歳以上で多くなっている。

【団体アンケート】

< ボランティアへの支援 >

- 活動内容を広報で広く住民に周知をしたらボランティアの人数も増え、地域と住民のつながりも増えると思う。
- ボランティアグループの立上げ支援が必要だ。自治会単位で小規模で多数作ることによって共助が成り立つ。
- 人材育成の強化、研修などの充実を願う。

【分析と課題】

- 福祉について学ぶ機会があるという回答が多い学区では、地域福祉に対する関心と同様、ボランティア活動への関心や参加の度合いが高いことから、学区社協や自治会による学習機会の充実と、そのような学習機会への参加促進が求められる。
- 様々なボランティアの活動内容について情報提供、情報共有していけば、学びにもなり、ボランティア活動への参加意欲も高まる。
- 年代によって関心を持ち参加しているボランティア活動の内容が異なることをふまえ、年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開を図ることが求められる。
- 各種年代間の連携・交流やボランティア活動を次世代に引き継ぐ方策を検討する必要がある。

(5) 地域で暮らすことについて

【市民アンケート】

<となり近所との付き合い>

- 「ふだんから親しい付き合いがある」が 25.1%、「困ったときには助け合う」が 9.8%、合わせて 34.9%。「ほとんど付き合いをしていない」が 4.6%となっている。

<自治会への加入と自治会活動への参加>

- 加入している 86.6%、加入していない 10.5%となっている。
- 参加している 86.0%、参加したことがない 12.8%となっている。

<近所から頼まれればできること>

- 安否確認の声かけ 48.5%、災害時の手助け 38.7%など、できることとして様々にあげられている。特に 60 歳代の回答率が高い。
- 学区別にみると、近所付き合いや自治会加入の割合が低くても、安否確認の声かけができるという回答が高いなど、相関関係はみられない。

<地域福祉のあり方>

- 「行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が 64.2%と多い。
- 年齢区分別にみると、60 歳以上になると、「近隣の地域住民が互いに支え合うべき」の比率が高くなる。また、60 歳代はボランティア活動への参加も多い層である。

【団体アンケート】

<現状>

- 活動負担が一部のボランティアに偏っている。
- 各学区の格差が大きくまとまりにくい（個々の努力が点になっている）。
- 去年と同じ事をしている（活動がマンネリ）。

<施策や体制>

- 行政は企画段階で相談をし、関係団体とも十分協議しながら事業や行政施策を進めて欲しい。
- 1 人の民生委員・児童委員に課される業務が多いため増員を希望する（処遇改善も含めて）。
- ボランティアと福祉委員、自治会長との業務分担と協力関係の構築が必要だ。
- 少子高齢化により各団体の組織力弱体化のため組織ごとに現状を把握し、実状に合った形で再編成や、活動内容の見直しを図るなど根本的な改革が必要だ。
- 組織強化、市の福祉行政組織と市社協との一体化が求められる。

<要望>

- 独居老人に対する救急支援対策を要望する。
- 高齢者の健康づくりの助成の充実を要望する。
- 市よりの財政支援。資金不足による活動の縮小化が課題となっている。

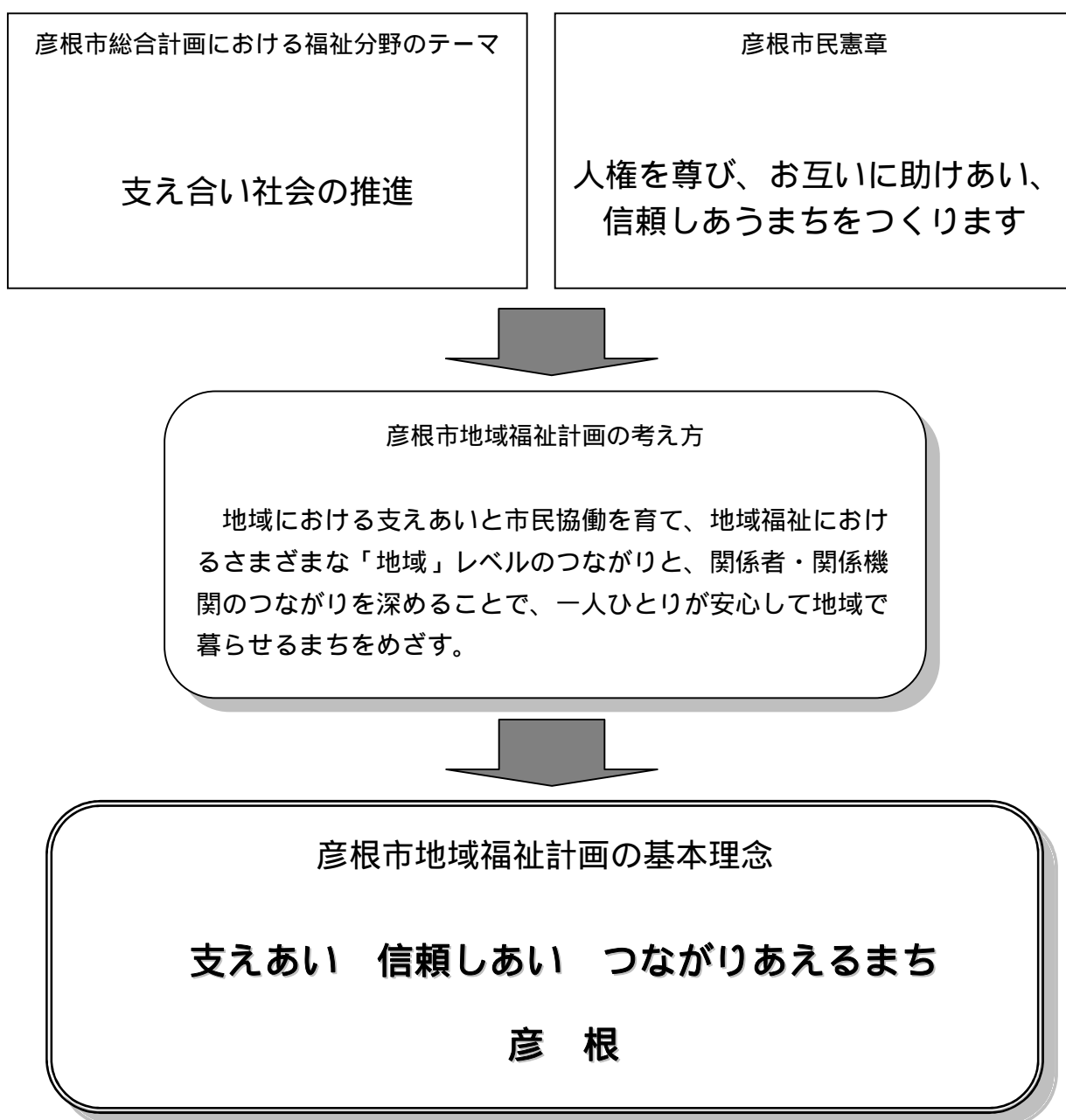
【分析と課題】

- 近所付き合いの程度と、自治会への加入や参加の間に相関関係がみられる。
- ただし、地域における声かけや手助けについては、自治会加入の有無にかかわらず、参加意欲が高い。自治会活動のほかにも、このような参加意欲を実際の活動に結び付けるための仕組みづくりが求められる。
- ボランティア活動への参加率の高い 60 歳代は、地域福祉の担い手として期待される年齢層であり、団塊の世代が高齢期を迎える中で、地域福祉にとっての大きな力となりうる。また、30 歳～40 歳代では子育てに関するボランティア活動への参加が多く、この年代から地域と関わりを持つことも重要である。

第3章 計画の体系

1 基本理念の考え方

計画の基本理念については、上位計画である『彦根市総合計画』や『彦根市民憲章』をふまえながら、地域における支えあいと市民協働を育て、地域福祉におけるさまざまな「地域」レベルのつながりと、関係者・関係機関のつながりを深めることで、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちをめざして、次のように設定します。



2 地域福祉における「地域」の範囲

地域福祉計画では、自分たちが暮らしている地域のつながりが見える計画づくりが求められます。計画では、次のような「地域」の範囲を想定します。

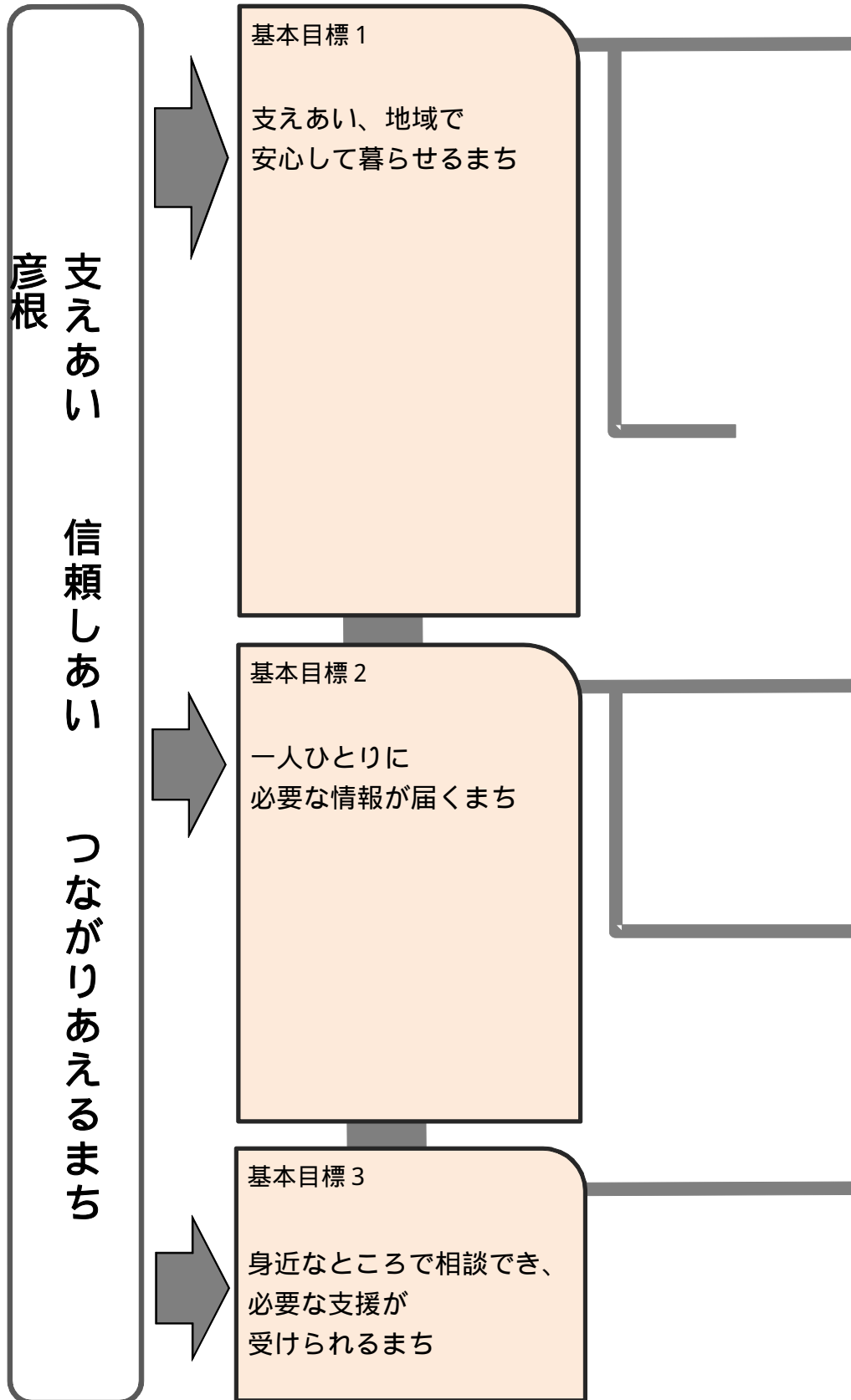
住民にとっての地域は、もっとも身近な範囲は、向こう三軒両隣の「ご近所」です。地域活動の単位としては、主に「自治会」の範囲となっています。市社協の事業の一環として、「小学校区」レベルでの学区社協活動が行われています。市や市社協の制度や仕組みの多くは、「市全域」に及びます。

地域福祉計画では、このような複数の「地域」レベルを想定し、自分たちが暮らしている地域のつながりが見える計画をめざします。

3 計画の体系案（基本目標と取り組み）

基本理念

基本目標



取り組み

(ご近所)

(自治会)

(学区)

(市全域)

1 ご近所のつながりづくり

2 支えあい地域づくり

4 関係機関のネットワークづくり

ご近所への声かけ

- 困りごとのお手伝い
- サロン活動等によるつながりづくり
- ご近所の異常の気づき

地域課題の把握

- 小地域における見守り活動の推進
- 世代間交流の場づくり
- 地域活動における男女共同参画に促進

学区課題の把握

- 集いの場や居場所づくり
- 世代間交流の場づくり
- 子どもの安全・安心対策の推進

行政サービス課題の把握

- 市社協活動の課題の把握
- 市と市社協の連携
- 関係機関、事業所等との連携
- 権利擁護の推進
- 高齢者・障害のある人・児童等の虐待防止ネットワークの充実
- 公的福祉サービスの認定対象とならない人への支援策の検討

3 災害時要援護者支援体制の整備

- 災害時にそなえた声かけや助け合い

要援護者対策を意識した防災訓練

- 要援護者対策を意識した情報共有(命のバトンなど)
- 災害時要援護者支援制度への登録推進と支援計画の作成
- 自主防災組織の結成

要援護者支援制度への登録促進と支援マニュアルの作成

- 要援護者支援計画策定支援
- 福祉避難所の確保

1 身近なところでの情報提供

3 わかりやすい広報等の情報提供

子育てサロンや高齢者サロンなどを通じた情報提供

- ボランティア団体の把握
- ボランティア団体と自治会の連携
- 自治会活動情報発信

○ボランティア団体や民間事業所等との連携

- 自治会と連携した学区社協による情報発信
- ボランティア団体情報の整理

福祉関連情報の収集と提供

- わかりやすい広報、ホームページづくり
- 市社協でのボランティア団体情報の収集と更新

2 必要な人への情報提供

就労事業所や地域住民の協力体制づくり

専門的な相談窓口での情報提供

- 翻訳・通訳・点字などが必要な人への情報提供

1 民生委員・児童委員、福祉委員等による困りごとのキャッチ

2 ワンストップサービスの相談体制

- 民生委員・児童委員等による相談・支援の充実
- 相談できる人を地域でつくる

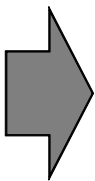
- 民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援の充実と仕組みづくり
- 多様な地域福祉の担い手との連携

- 1カ所に対応できる相談サービス
- 各種相談支援機関の充実
- 関係機関、関係団体との連携強化
- 福祉サービス事業者の参入促進

基本理念

基本目標

支えあい
信頼しあい
つながりあえるまち
彦根

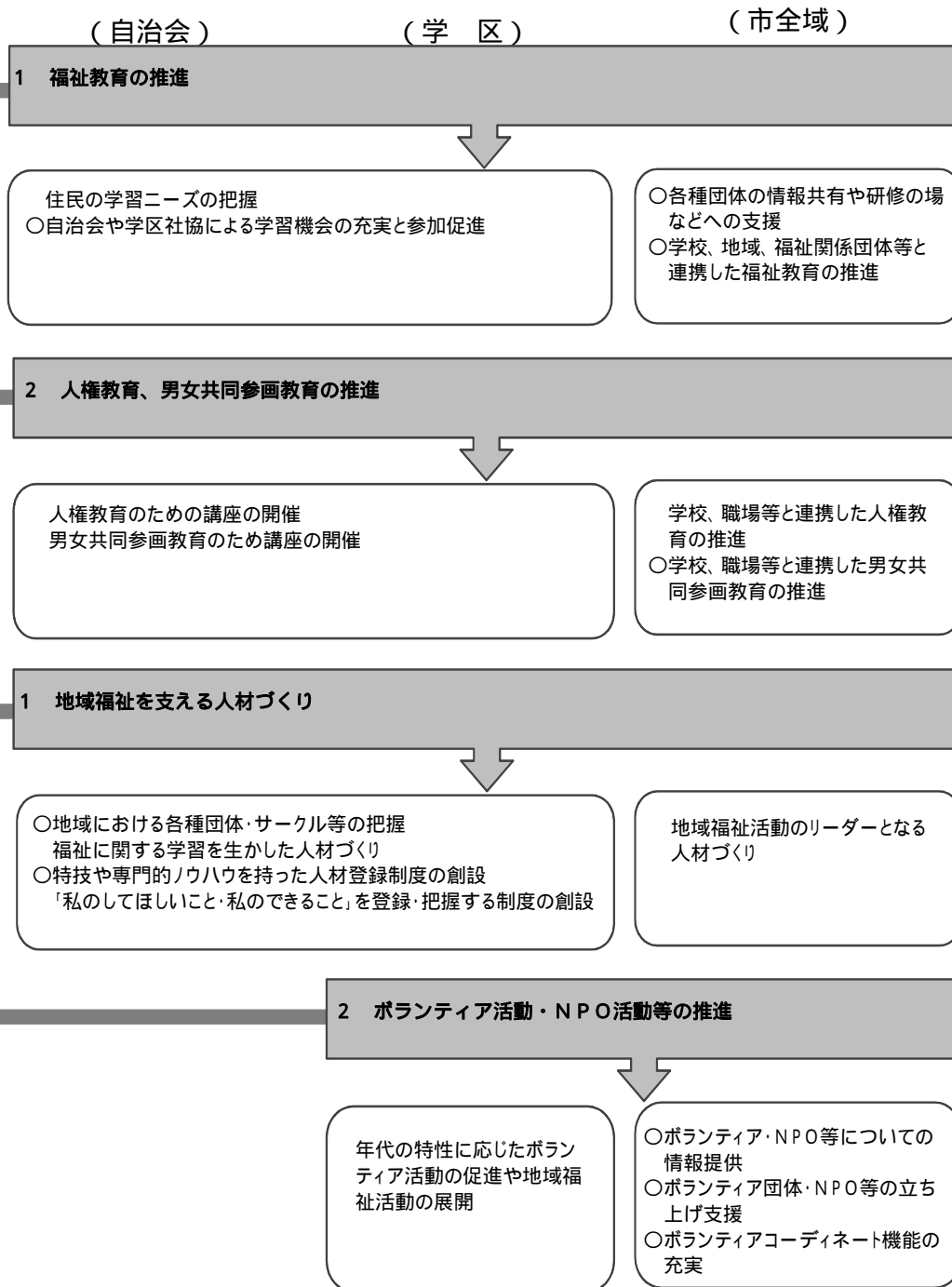


基本目標 4
お互いに地域福祉に
ついて学びあえるまち

基本目標 5
人それぞれに参加でき、
役にたてるまち



取り組み
(ご近所)



第4章 計画の取り組み

基本目標1

支えあい、地域で安心して暮らせるまち

1 ご近所のつながりづくり

【現状と課題】

阪神淡路大震災や東日本大震災などの災害において、あらためて地域のコミュニケーションの力が見直されました。支援が必要な人を発見し、見守り、助け合ううえで基盤となるのは、日頃からの近所付き合いであり、ご近所のつながりづくりを心がけることが求められます。

近所付き合いの程度について、市民アンケートでは「顔を合わせればあいさつをする程度」が33.1%と最も多くなっていますが、「ふだんから親しい付き合いがある」(25.1%)、「困ったときには助け合う」(9.8%)、「世間話や立ち話をする」(25.5%)も合わせて60.4%となっています。

また、近所から頼まれればできることとして、「安否確認の声かけ」(48.5%)、「災害時の手助け」(38.7%)などがあげられています。このような地域に対する関心を生かし、地域住民が主体となって相互扶助の地域づくりに取り組むことが求められます。

【取り組み】

日頃からの声かけを通じてご近所のつながりを培い、自助・共助により、ちょっとした困りごとについて相互に助け合うご近所の福祉力を高めていきます。

地域 範囲	取り組み	内容	主体
ご近所	ご近所への声かけ	日頃からの声かけやふれあいを心がけ、ご近所のつながりを培います。	市民
	困りごとへの お手伝い	ご近所のなかで困っている人に対して、できる範囲でちょっとした助けあいを心がけます。	市民
	サロン活動等による つながりづくり	身近なご近所や地域で、気軽に寄り合える場（サロン等）を形成し、子育て中の人や高齢者をはじめ地域のふれあい、つながりを培います。	市民
	ご近所の異状の気づき	ご近所の方の生活上の異状（新聞がたまったまま、カーテンが閉まったままなど）を発見し、自治会や民生委員・児童委員、行政などに連絡する気運を培います。	市民

取り組みの主体について（「第5章 1 各主体の役割と連携」参照）

行 政：彦根市

市 社 協：彦根市社会福祉協議会

学区社協：学区（地区）社会福祉協議会

事 業 者：サービス提供事業者

地域団体：自治会、ボランティア団体・NPO等

市 民：市民、ボランティア

2 支えあいの地域づくり

【現状と課題】

少子・高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、生活様式や価値観の変化に伴って、地域のつながりが薄れつつあります。

ちょっとした生活支援が得られないために自立的な生活を継続できなくなる高齢者や障害のある人、子育ての不安に悩む人、対人関係をうまく作れずひきこもっている人、事故や事件に遭いやすい子どもなど、ややもすると弱い立場の人を地域で支えるために、自治会や学区など身近な地域での見守りや安心・安全対策に取り組む必要があります。

そのような地域の支えあいの基盤として、日頃からの集いや世代間交流の場づくりに努めることが求められます。

【取り組み】

自治会や学区など身近な地域での見守りや安心・安全対策に取り組むとともに、日頃からの集いや世代間交流の場づくりに努めます。

地域範囲	取り組み	内容	主体
自治会	地域課題の把握	安心して暮らせる地域づくりのため、住民の声を聞きながら地域課題の把握に努めます。	地域団体
	小地域における見守り活動の推進	一人暮らしや夫婦だけの高齢者、障害のある人、子育ての不安に悩む人、ひきこもっている人など、ともすれば孤立しがちな人を地域で見守れるよう、地域住民や民生委員・児童委員、自治会などが連携していきます。	地域団体
	世代間交流の場づくり	子どもや若者、高齢者など様々な世代がふれあえる交流の場づくりを進めます。	地域団体
	地域活動における男女共同参画の促進	自治会などの地域活動において、性別に関わりなく、自分の意思で地域に貢献する活動を展開します。	地域団体
学区	学区課題の把握	安心して暮らせる地域づくりのため、住民の声を聞きながら地域課題の把握に努めます。	地域団体 学区社協
	集いの場や居場所づくり	子育てサークルや地域サロン、宅老所など、地域における集いの場や居場所づくりを進めます。	地域団体 学区社協
	世代間交流の場づくり	子どもや若者、高齢者など様々な世代がふれあえる交流の場づくりを進めます。	地域団体 学区社協
	子どもの安全・安心対策の推進	地域住民による声かけや見守り活動を推進し、子どもの安全・安心対策を進めます。	地域団体

3 災害時要援護者支援体制の整備

【現状と課題】

阪神淡路大震災から十数年、平成23年3月の東日本大震災は大規模な津波と原発事故という未曾有の複合災害となって甚大な被害をもたらし、国や自治体の責務としての防災行政の強化が求められています。

地域には、緊急時に様々な支援や配慮を必要とする市民が暮らしており、そのような市民を支援するためには、地域福祉においても市民・地域団体・事業者・市社協・行政がそれぞれの立場から、災害時要援護者支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

本市では、災害時要援護者支援制度への登録促進に努めているところであり、自治会・自主防災組織などの地域団体と連携しつつ、地域での支援体制を整備していく必要があります。

【取り組み】

災害時に要援護者を一人も見逃すことなく支援するため、ご近所のつながりを大切にしながら、要援護者に関する情報を共有しておくとともに、災害時に有効に動ける防災体制を準備しておきます。

地域範囲	取り組み	内容	主体
ご近所	災害時にそなえた声かけや助けあい	災害時にそなえて、日頃から要援護者に関する情報共有や相互の助けあいを心がけます。	市民
自治会・学区	要援護者対策を意識した防災訓練	要援護者を守るために、民生委員・児童委員や自治会などの連携によって、防災マップの作成などを含め、有効に動ける防災訓練に取り組みます。	地域団体
	要援護者対策を意識した情報共有(命のバトンなど)	万一のときに適切な医療処置などが迅速に行われるよう、要援護者の情報を救急・医療機関につなぐ情報共有の取り組み(命のバトンなど)を広げます。	地域団体
	災害時要援護者支援制度への登録推進と支援計画の作成	災害時要援護者支援制度への登録を推進し、要援護者を個別に支援するための支援計画の作成に取り組みます。	地域団体
	自主防災組織の結成	災害時に自らの安全を確保するための自主防災組織の結成を進めます。	地域団体
市全域	要援護者支援制度への登録促進と支援マニュアルの作成	災害時要援護者支援制度への登録促進と支援マニュアルの作成を進め、平常時からの把握や避難誘導等の訓練、災害時の備えとして、その活用を図ります。	行政
	要援護者支援計画策定支援	地域における要援護者支援計画の策定を支援します。	行政
	福祉避難所の確保	介護を必要とする高齢者や障害のある人等が災害時に避難して生活ができるよう、事業者の協力を得ながら、福祉避難所の確保を図ります。	事業者 行政

4 関係機関のネットワークづくり

【現状と課題】

地域で安心して暮らせるまちをつくるためには、障害のある人や高齢者の福祉、子育て支援、外国籍市民への生活支援、貧困世帯への生活支援、すべての市民の権利擁護など個別の取り組みに加えて、これらの取り組みをつなぐ関係機関の横の連携が必要です。

【取り組み】

市や市社協、国・県および民間の関係機関、福祉サービス事業所など、関係機関における情報共有と取り組みや対応における連携を深め、保健・福祉・医療・介護、教育、就労、権利擁護など、様々な分野を横断するネットワークづくりに努めます。

地域 範囲	取り組み	内容	主体
市 全 域	行政サービス課題の把握	支援を必要とする人が制度のはざまでもれることのないよう、関係機関とのネットワークを通じて、課題の把握に取り組みます。	行政
	社協活動の課題の把握	地域福祉活動の展開を支援していくうえで、改善・解決すべき課題の把握を進めます。	市社協
	市と市社協の連携	地域福祉活動の展開を支援していくため、市社協による地域福祉活動計画への支援など、市と市社協の連携を強化していきます。	市社協 行政
	関係機関、事業所等との連携	地域福祉活動の充実へ向け、福祉サービス事業所や医療機関など、様々な関係機関との連携強化を図ります。	事業者 市社協 行政
	権利擁護の推進	判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や身上監護・金銭管理への支援を行います。	市社協 行政
	高齢者・障害のある人・児童等の虐待防止ネットワークの充実	高齢者・障害のある人・児童への虐待防止、配偶者等からの暴力の防止、および被害者保護のために関係機関が連携強化を図ります。	行政
	公的福祉サービスの認定対象とならない人への支援策の検討	福祉制度のはざままで公的福祉サービスの対象にならない人が生活課題を抱えたまま孤立することのないよう、関係機関のネットワークにより支援策を検討します。	事業者 地域団体 行政

基本目標 2

一人ひとりに必要な情報が届くまち

1 身近なところでの情報提供

【現状と課題】

市や市社協では、広報やホームページを通じて地域福祉に関する情報提供に努めていますが、市民アンケートでは、「読んだ（見た）ことがない」という人が少なからずいました。学区によっては、市の広報を読んだことがない人が2割近い学区もありました。

安心して暮らせるために必要な情報が、自治会に加入していない世帯も含めてすみずみまで届くためには、広報の配布やホームページでの発信に加えて、身近な地域で情報を得られる仕組みが必要です。

【取り組み】

小地域における集いの場を通じた情報提供や、自治会と連携した学区社協による情報発信など、身近なところで情報を得られる仕組みづくりに取り組みます。

地域範囲	取り組み	内容	主体
近所・自治会	子育てサロンや高齢者サロンなどを通じた情報提供	小地域における様々な集いやふれあいの場を通じて情報が伝わるよう、関係団体・グループへの情報提供を進めます。	地域団体 行政
	ボランティア団体の把握	地域における各種のボランティア団体の把握に努めます。	地域団体
	ボランティア団体と自治会の連携	地域を越えたボランティア活動を行う団体と自治会の連携に努め、自治会活動の振興を図ります。	地域団体
	自治会（町内会）活動の情報発信	自治会（町内会）で取り組む各種活動の情報を積極的に住民に発信します。	地域団体
自治会・学区	ボランティア団体や民間事業所等との連携	地域で活動するボランティア団体や民間事業所等の地域に根ざした活動・事業等の情報について、さまざまな主体が連携して住民に発信する取り組みを進めます。	市民 事業者 地域団体
学区	自治会と連携した学区社協による情報発信	自治会と連携した学区社協による情報発信の取り組みを進めます。	地域団体 学区社協
	ボランティア団体情報の整理	地域において把握された各種ボランティア団体に関する情報を収集整理し、提供・活用を図ります。	学区社協

2 必要な人への情報提供

【現状と課題】

地域のなかには保健・福祉・医療・介護などに関する専門的な情報を必要としている人がいます。このような人が的確な情報を得られるよう、各分野の関係者の連携強化に努める必要があります。

また、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、日本語を十分理解できないなどの理由で情報を得にくい人がいます。このような人に情報を届けるためには、行政サービスの充実に加えて、地域住民や事業者の協力が必要です。

【取り組み】

専門的な相談への的確な対応が速やかにできるよう関係機関との連携強化を図ります。障害のある人や外国籍市民など情報を得にくい人に情報を届けるため、行政サービスの充実に加えて、就労事業所や地域住民の協力体制づくりに取り組みます。

地域範囲	取り組み	内容	主体
学区・自治会	就労事業所や地域住民の協力体制づくり	必要な人に情報が届くよう、就労事業所や地域住民、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力体制づくりに取り組みます。	市民 事業者 地域団体
市全域	専門的な相談窓口での情報提供	保健・福祉・医療・介護などに関する専門的な相談対応を必要としている人が、的確な情報を速やかに得られるよう、関係機関の連携強化を図ります。	事業者 行政
	翻訳・通訳・点字などが必要な人への情報提供	翻訳・通訳や、手話、点字・音訳体制の充実に努めます。	事業者 地域団体 行政

3 わかりやすい広報等の情報提供

【現状と課題】

めまぐるしく変化する福祉制度について、わかりやすい情報の提供を行い、安心して福祉サービスを利用できるよう努める必要があります。

市民アンケートによると、市や市社協の広報やホームページについて、読んだ（見た）ことがないという人が少なからずいました（「1身近なところでの情報提供」参照）。今後も、市民の視点にたって、わかりやすく、タイムリーな情報提供ができるよう充実に努める必要があります。

【取り組み】

福祉関連情報について、常に情報の収集に努め、利用者の視点に立った情報の提供に努めます。また、そのためのわかりやすい広報やホームページの充実に努めます。

地域 範囲	取り組み	内容	主体
市 全 域	福祉関連情報の収集と提供	福祉関連情報や地域のサービス資源に関するパンフレット等の作成など、サービスを利用する市民の視点に立った情報の提供に努めます。	市社協 行政
	わかりやすい広報、ホームページづくり	広報やホームページによる福祉関連情報の提供において、わかりやすく、タイムリーな情報提供ができるよう充実に努めます。	市社協 行政
	社協でのボランティア団体情報の収集と更新	地域におけるボランティア団体や地域を越えたボランティア団体に関する情報を収集・更新し、提供・活用を図ります。	市社協

基本目標 3

身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち

1 民生委員・児童委員、福祉委員等による困りごとのキャッチ

【現状と課題】

地域の中で様々な困りごと（生活課題）を抱えたまま、制度のはざままで、ややもすると孤立しがちな人がいます。そのような生活課題を早い段階でキャッチし、適切な支援につなげるためには、行政や福祉サービス事業所だけでなく、ご近所や自治会、学区など身近な地域での様々な人の関わりが必要です。

中でも、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員や福祉委員等の役割が重要となっています。

多様な地域福祉の担い手が連携し、地域の中の様々な生活課題を早い段階でキャッチできる地域づくりに取り組む必要があります。

【取り組み】

民生委員・児童委員、福祉委員をはじめ、多様な地域福祉の担い手が連携し、地域のなかの様々な生活課題を早い段階でキャッチできる地域づくりに取り組みます。

地域範囲	取り組み	内容	主体
ご近所・自治会・学区	民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援の充実と仕組みづくり	生活課題を抱えたまま、孤立する人がないように、地域住民と連携しながら、民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援活動の充実を図り、お互いの顔が見える相談・支援の仕組みづくりに努めます。	市民 地域団体
	相談できる人を地域でつくる	身近な地域のなかで相談できる人をできるだけつくることを心がけます。	市民
自治会・学区	多様な地域福祉の担い手との連携	民生委員・児童委員、福祉委員に加えて、自治会や福祉サービス事業所、ボランティアなど多様な担い手が連携することによって、支援を必要とする人が孤立することなく、身近なところで相談できる地域づくりに取り組みます。	地域団体 学区社協 事業者

2 ワンストップサービスの相談体制

【現状と課題】

市民アンケートによると、相談窓口への希望としては、「必要な情報がすぐわかること」、「1カ所でなんでも相談や手続きができること」が多くあげられています。

本市では、福祉保健に関する相談全般について福祉保健部で対応していますが、各種相談支援機関や関係機関、関係団体との連携強化によって、いっそう的確で迅速な対応が図れるよう努めていく必要があります。

【取り組み】

相談体制の充実と各種関係機関との連携によって、あらゆる相談に対応して必要な支援が受けられる総合的なマネジメントの強化を図ります。

地域範囲	取り組み	内容	主体
市全域	1カ所に対応できる相談サービス	福祉保健に関するあらゆる相談に対して適切な機関へのつなぎを含めて対応できるよう、福祉保健部の相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。	行政
	各種相談支援機関の充実	子どもや障害のある人、高齢者などに関する各種相談支援機関の充実と福祉保健部との連携強化を図ります。	事業者 行政
	関係機関、関係団体との連携強化	あらゆる相談に的確で迅速な対応が図れるよう、関係機関、関係団体との連携強化を図ります。	行政
	福祉サービス事業者の参入促進	相談に対応した適切なサービスへつなげられるよう、福祉サービス事業者の参入を促進し、サービス基盤の充実を図ります。	行政

基本目標 4

お互いに地域福祉について学びあえるまち

1 福祉教育の推進

【現状と課題】

互いに安心して暮らせる地域をつくっていくためには、福祉を大切にする意識や、支えあいの意識を育てることが大切です。

市民アンケートによると、福祉について学ぶ機会が多い学区では、地域福祉に対する関心が高く、ボランティア活動への関心や参加の度合も高くなっています。このため、自治会や学区社協など身近なところで、一人ひとりが福祉について考え、学ぶための学習の場を充実していく必要があります。

学校や地域など様々な場での福祉教育が大切であり、学校、地域、福祉関係団体と連携した福祉教育を推進する必要があります。

【取り組み】

身近なところで、一人ひとりが福祉について考え、学ぶための学習の場を充実していくとともに、様々な場での福祉教育を推進します。

地域範囲	取り組み	内容	主体
自治会・学区	住民の学習ニーズの把握	地域住民が関心を持ち、参加しやすい学習の場をつくるため、学習ニーズの把握に努めます。	地域団体 学区社協
	自治会や学区社協による学習機会の充実と参加促進	学習ニーズの把握に基づき、地域の社会福祉施設等と連携しながら、福祉に関する学習機会の充実と参加促進に努めます。	地域団体 学区社協
市全域	各種団体の情報共有や研修の場などへの支援	地域における学習機会の充実を図るため、各種団体の情報共有、情報交換や研修のための場づくりを支援します。	市社協 行政
	学校、地域、福祉関係団体等と連携した福祉教育の推進	学校、地域、福祉関係団体と連携し、学校や地域など様々な場での福祉教育を推進します。	市社協 行政

2 人権教育、男女共同参画教育の推進

【現状と課題】

だれもが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現に向け、行政、市民、事業者が協働して、人権教育や男女共同参画教育を進めることが重要です。

意識改革は大変時間のかかる取り組みであり、地域における出前講座など社会教育の展開を通じて、一人ひとりの気づきと学びを応援することが求められます。また、次世代につなげる地道な努力として学校における人権教育、男女共同参画教育の充実・継続に努める必要があります。

【取り組み】

身近な地域や学校、職場など様々な場で、行政、市民、事業者が協働して、人権教育、男女共同参画教育を推進します。

地域範囲	取り組み	内容	主体
自治会・学区	人権教育のための講座の開催	地域が主体的に取り組む人権教育のための自主講座、出前講座の推進に努めます。	地域団体 行政
	男女共同参画教育のための講座の開催	出前講座をはじめ地域での学習の展開を通じて、男女共同参画の大切さに気づき、行動に移すための学習機会の充実に取り組みます。	地域団体 行政
市全域	学校、職場等と連携した人権教育の推進	市民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるため、学校、職場など、あらゆる場をとらえた人権教育を推進します。	行政
	学校、職場等と連携した男女共同参画教育の推進	性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力が尊重され、発揮できるよう、学校や職場等における男女共同参画教育を推進します。	行政

基本目標 5

人それぞれに参加でき、役にたてるまち

1 地域福祉を支える人材づくり

【現状と課題】

地域福祉活動を継続的に進めていくためには、民生委員・児童委員や福祉委員、各種ボランティアなど、地域で福祉活動に携わる人材の育成・確保が重要です。

また、それらの活動者をまとめ、牽引する人材の育成・確保も重要です。地域福祉活動のリーダー役を担う人材の育成・支援を図る必要があります。

【取り組み】

地域福祉活動に参加する人材やリーダー役を担う人材の掘り起こしや育成・確保に努めます。

地域範囲	取り組み	内容	主体
自治会・学区	地域における各種団体・サークル等の把握	地域において様々な福祉活動を行っている各種団体・サークルおよびそこに携わっている人材等の把握に取り組みます。	地域団体 学区社協
	福祉に関する学習を生かした人材づくり	福祉に関する地域での学習を生かし、継続して地域福祉活動につながるよう情報提供等の支援を進めます。	地域団体 学区社協
	特技や専門的ノウハウを持った人材登録制度の創設	特技や専門的ノウハウを持った人材を、地域福祉活動に生かすための人材登録制度の創設を図ります。	学区社協
	「私のしてほしいこと・私のできること」を登録・把握する制度の創設	相互に助け合う地域づくりのために、「私のしてほしいこと(助けてほしいこと)」と「私のできること(手伝えること)」を登録・把握する仕組みづくりに取り組みます。	地域団体
市全域	地域福祉活動のリーダーとなる人材づくり	地域福祉活動のリーダー役を担う人材に対する研修を行うなど、その育成・支援を図ります。	市社協 行政

2 ボランティア活動・NPO 活動等の推進

【現状と課題】

地域福祉活動を継続的に進めていくためには、ボランティアなどの活動者のすそ野を広げていくことが求められます。

近年、ボランティアやNPO等が活発に活動を展開し、公的なサービスで補うことができないニーズに柔軟に対応するなど、社会に貢献しています。今後ますます多様化する市民の生活課題、福祉課題に対応するためには、地域とボランティア・NPO等による協働が求められます。

市民アンケートによると、30歳～40歳代では「子どもや子育てに関するボランティア活動」への参加が多く、60歳代以上では「高齢者などを対象としたボランティア活動」への参加が多くなっています。また、「自治会活動としてのボランティア活動」については、40歳代と70歳以上で多くなっています。

年代によって関心を持っている活動内容が異なることをふまえながら、年代に応じて連続的にボランティア活動に参加し、地域福祉の担い手となれるよう、参加のきっかけづくりや活動支援に努める必要があります。

【取り組み】

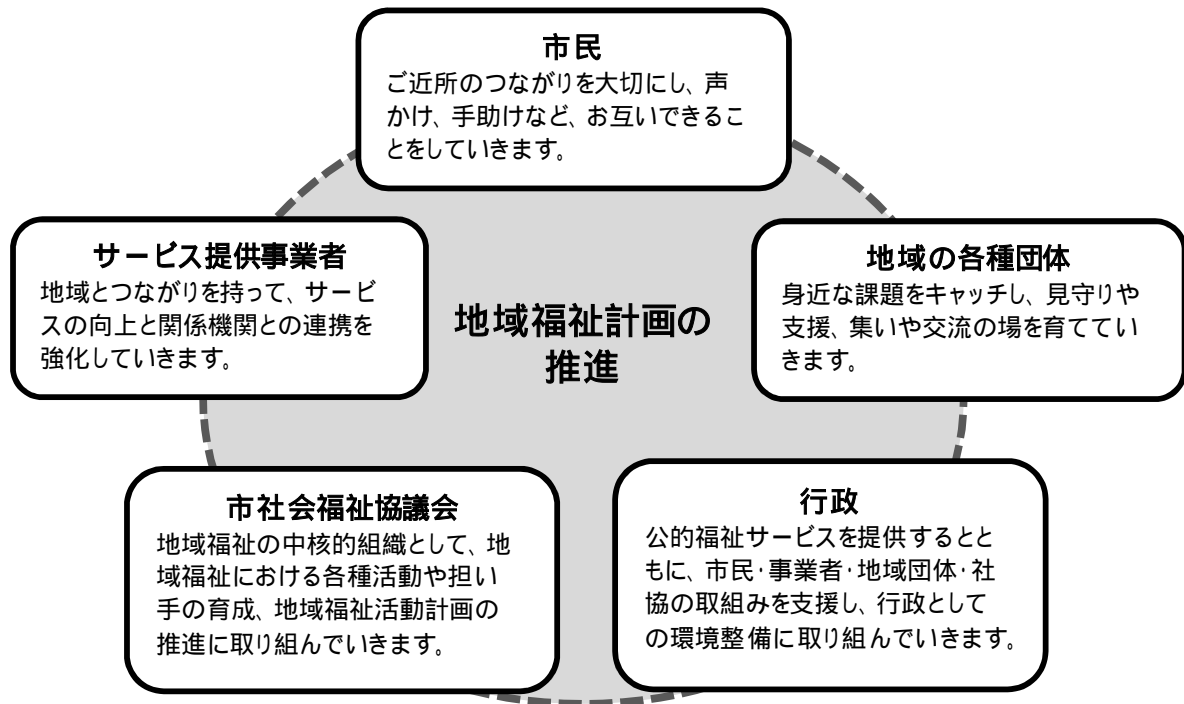
ボランティア活動等への参加のすそ野を広げながら、年代に応じて連続的に参加し、地域福祉の担い手となれるよう、参加のきっかけづくりや活動支援、コーディネート機能の充実に努めます。また、地域福祉において大きな役割を担っている NPO 等の主体的な活動を支援していきます。

地域範囲	取り組み	内容	主体
学区	年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開	子育てに関するボランティア活動や障害のある人、高齢者に関するボランティア活動など、様々なふれあいや体験を交えた参加機会の充実を通じて、これまで地域福祉活動に参加していなかった新しい層の参加を促進し、年代に応じて連続的にボランティア活動に参加できる地域づくりに努めます。	地域団体 学区社協
市全域	ボランティア・NPO等についての情報提供	様々なボランティア活動・NPO 活動等に関する情報提供を進め、学習機会への活用や参加促進に努めます。	市社協 行政
	ボランティア団体・NPO 等の立ち上げ支援	地域福祉の推進を目的とするボランティア団体や NPO 等の立ち上げ支援に努めます。	市社協 行政
	ボランティア・コーディネート機能の充実	ボランティアをする人と利用者のニーズをマッチングさせるためのコーディネート機能の充実を図ります。	市社協

第5章 計画の推進

1 各主体の役割と連携

地域福祉計画の推進にあたっては、市民・地域団体・事業者・市社協・行政がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携して取り組んでいく必要があります。



(1) 行政の役割

住民福祉の向上を図る主体として、各種施策を総合的、効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に提供する役割を担います。また、市民・事業者・地域団体・市社協の取り組みを支援し、地域福祉を推進するための環境整備に取り組んでいきます。

(2) 市社会福祉協議会の役割

地域福祉の中核的組織として、地区ごとの課題を明らかにした地域福祉活動計画を策定するとともに、地域福祉活動への住民参加の促進、各種団体やサービス提供事業者等の地域資源のネットワーク化などを通じて、地域福祉における各種活動や担い手の育成に取り組んでいきます。

(3) サービス提供事業者の役割

地域における重要な社会資源として、民生委員・児童委員や福祉委員、学区社協など地域住民・地域団体とのつながりを持って、福祉サービスの情報提供や質の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、地域住民・地域団体からの相談にも対応していきます。

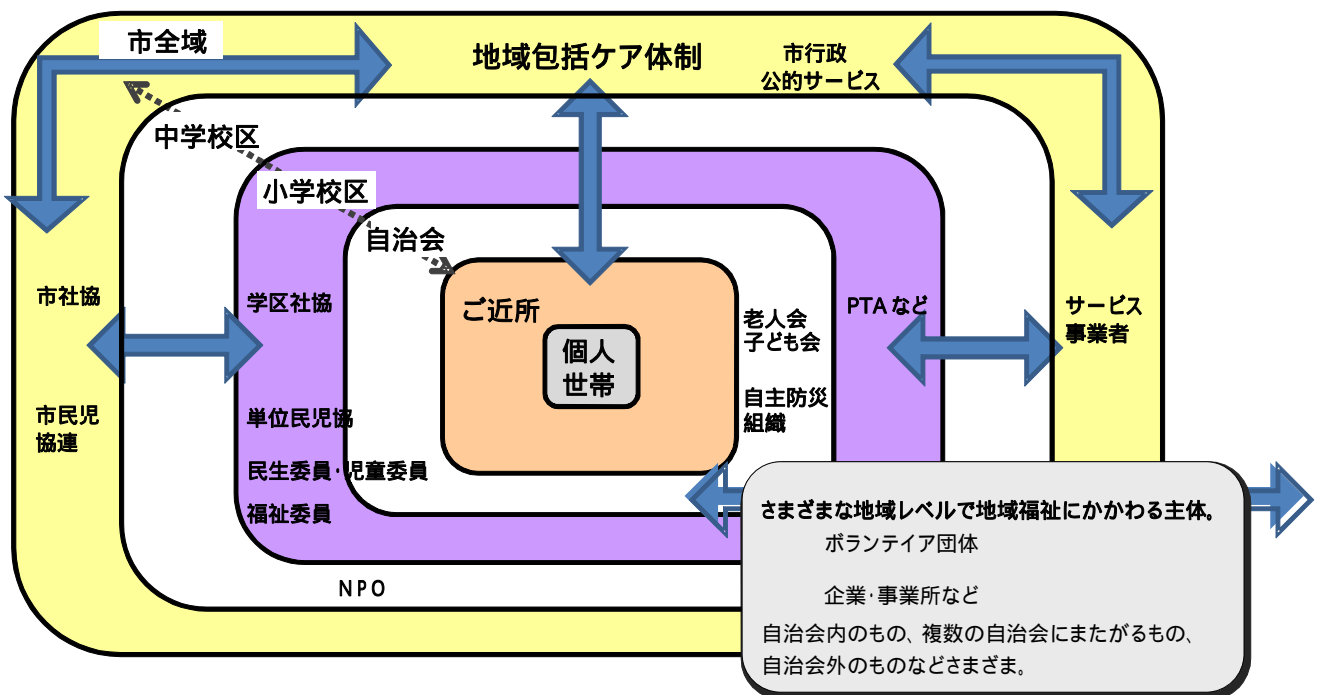
(4) 地域の各種団体の役割

自治会や学区社協、ボランティア団体・NPO など地域の各種団体は、身近な地域の福祉課題をキャッチし、相談・支援につなぐとともに、団体間の連携により課題解決に取り組んでいきます。また、地域のつながりを深めるため、地域における様々な集いや交流の場を育てていきます。

(5) 市民の役割

ご近所のつながりを大切にし、声かけ、手助けなど、お互いできることに取り組んでいきます。そして地域福祉の担い手として、それぞれの役割を持って、学習機会やボランティア活動に参加していきます。

地域福祉におけるさまざまな主体の連携と市民協働のイメージ



2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、「彦根市地域支援会議」を設置し、その具体的な展開を検討するとともに、計画の達成状況について点検・評価していきます。

用語解説

(50 音順)

用 語	解 説
NPO	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
命のバトン	緊急時に適切な医療処置などが迅速に行われるよう、要援護者の医療情報などを記載した用紙の入った容器を、冷蔵庫などのわかりやすい場所に保管しておく仕組み。
学区（地区）社会福祉協議会（学区社協）	一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。
コーディネート	サービスや仕事の流れを円滑にするため、関係者間で調整する機能。
災害時要援護者	災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの適切な行動をとることが困難な人。寝たきりの高齢者や障害のある人など。
自主防災組織	自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。
（彦根市）社会福祉協議会（市社協）	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。
成年後見制度	認知症などによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益をこうむらないように家庭裁判所に申し立てをして、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）をもうける制度。
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みであり、第 5 期介護保険事業計画における重点課題とされている。
彦根市民生委員児童委員協議会連合会（市民児協連）	彦根市内の民生委員児童委員協議会（単位民児協）の相互連携と活動の充実、民生委員・児童委員および主任児童委員の資質の向上を図り、地域社会における福祉活動の推進などの業務を行うために組織された団体である。
福祉委員	民生委員・児童委員などと協力して、自治会における福祉の相談窓口、情報の伝達窓口となり、ボランティア活動等の地域福祉の推進役を担う委員。

用 語	解 説
民生委員・児童委員	<p>民生委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力などを行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。</p> <p>児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣より委嘱され民生委員がこれを兼ねる。</p>
民生委員児童委員協議会（単位民児協）	<p>民生委員法により、民生委員協議会を組織しなければならないとされ、児童委員の活動要領に定められる児童委員協議会と一体的に運営されている。組織の区域は、県知事が市長の意見をきいて定める区域ごとに組織され、彦根市では概ね小学校区に設置されている。</p>
要介護等認定者	<p>日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な人（要支援者）や、常時介護を必要とする人（要介護者）と認定された方。</p>
療育手帳	<p>知的に障害のある人が各種の援護を受けるために必要な手帳。都道府県知事が交付。</p>
ワンストップサービス	<p>一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。</p>